

平成 26 年度  
法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



詳しい情報は、  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
をご覧ください。

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第138号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第21号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第149号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第31号）
改正復興特別法人税令	復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第151号）
改正復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第150号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
復興財源確保法	改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
復興特別法人税令	改正復興特別法人税令による改正後の復興特別法人税に関する政令
復興特別所得税令	改正復興特別所得税令による改正後の復興特別所得税に関する政令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）
旧震災特例法	改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
旧復興財源確保法	改正法による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
地方法人税法	地方法人税法（平成26年法律第11号）
地方法人税法令	地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）
地方法人税法規	地方法人税法施行規則（平成26年財務省令第22号）
強化法施行期日令	産業競争力強化法の施行期日を定める政令（平成26年政令第12号）
経産省強化法規	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
強化法規	産業競争力強化法施行規則（平成26年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）
国家戦略特区法	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）
国家戦略特区法規	国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号）
国家戦略特区法施行期日令	国家戦略特別区域法の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第98号）
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
港湾法一部改正法	港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第31号）
農業経営基盤強化促進法等一部改正法	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）

（注）この説明書は、平成26年3月31日現在の法令に基づいて作成しています。

# 目 次

## 第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 減価償却に関する改正	1
1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設	1
2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備	4
3 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の創設	7
4 耐震基準適合建物等の特別償却制度の創設	10
5 その他	11
II 税額の計算に関する改正	15
1 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	15
2 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の整備	17
3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	19
4 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	21
5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	22
6 その他	25
III 引当金・準備金制度に関する改正	28
1 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の創設	28
2 特定事業再編投資損失準備金制度の創設	30
3 その他	33
IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	35
V 国際課税に関する改正	39
VI その他の改正	42
1 交際費等の損金不算入制度に関する改正	42
2 地方法人税の創設	43
3 復興特別法人税の1年前倒し廃止	45
4 その他	46

## 第2編 震災特例法に関する改正

### [この説明書の構成について]

- この説明書では、平成26年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「第1編 租税特別措置法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。また、「VI その他の改正」において、創設された地方法人税の概要や復興特別法人税の改正についても説明しています。  
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

# 第1編 租税特別措置法等に関する改正

## I 減価償却に関する改正

### 1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の50%（又は25%）特別償却

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定生産性向上設備等の取得等<sup>（注）</sup>をして、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除きます。以下同じです。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限り、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。下記の即時償却（原則）の場合において同じです。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額の50%（建物及び構築物については25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5①）。

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の即時償却

##### ・ 平成26年4月1日以後に終了する事業年度の場合（原則）

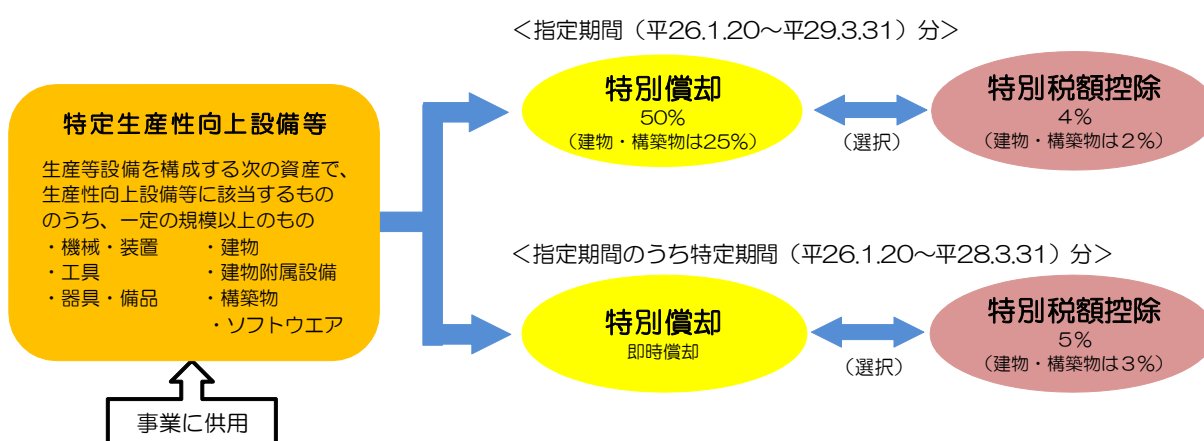
青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、取得等<sup>（注）</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その国内にある当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5①②）。

##### ・ 平成26年4月1日前に終了する事業年度の場合（特例）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、取得等<sup>（注）</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の5③）。詳細は、(5)をご参照ください。

（注）取得等とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限りません。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます（措法42の12の5①）。以下同じです。

#### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

### (2) 指定期間と特定期間

本制度における指定期間とは、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間をいい、特定期間とは、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

### (3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア(注1)で、産業競争力強化法第 2 条第 13 項に規定する生産性向上設備等(注2)に該当するもののうち、次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法 42 の 12 の 5 ①～③、措令 27 の 12 の 5 ①～③、措規 20 の 10①②）。

(注1) 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、複写して販売するための原本や開発研究用のものを除きます。）をいいます（措令 27 の 12 の 5 ①、措規 20 の 10①②）。以下同じです。

(注2) 産業競争力強化法第 2 条第 13 項に規定する生産性向上設備等とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるもの（いわゆる「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの）をいいます（産業競争力強化法 2 ⑬、経産省強化法規則 5）。

この「先端設備」とは、次のイ及びロの要件をいずれも満たす設備とされています（経産省強化法規則 5 一）。

イ 最新モデル要件（設備等ごとに販売開始年度内で最新モデル又は販売開始年度が取得等年度若しくはその前年度であるモデルであること）

ロ 生産性向上要件（旧モデル比で生産性指標（生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。）が年平均 1%以上向上していること）

また、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、本制度の対象となる設備のうち、法人（事業者）が策定した投資計画（投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5%以上）となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものに限り、）に記載されたものとされています（経産省強化法規則 5 二）。

なお、この生産性向上設備等の範囲など産業競争力強化法に関する内容については、経済産業省のホームページ（[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikoujo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikoujo.html)）をご参照ください。

#### 【取得価額要件】

	取得価額要件（①又は②のいずれかを満たしているものであること）	
	① 一台若しくは一基又は一の取得価額	② 一台若しくは一基又は一の取得価額及び一事業年度における取得価額の合計額
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が 160 万円以上のもの	—
工具	一台又は一基の取得価額が 120 万円以上のもの	一台又は一基の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
器具及び備品	同上	同上
建物	一の取得価額が 120 万円以上のもの	—
建物附属設備	同上	一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
構築物	同上	—
ソフトウェア	一の取得価額が 70 万円以上のもの	一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 70 万円以上のもの

### (4) 適用対象事業

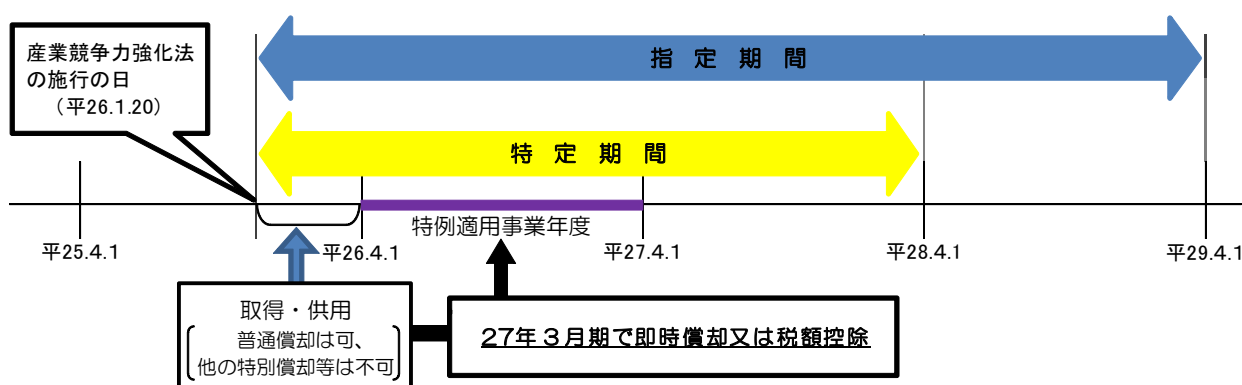
本制度の適用対象となる事業は、国内にある事業とされています（措法 42 の 12 の 5 ①～③）。

### (5) 平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成26年4月1日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成26年4月1日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。）において、即時償却（特例適用事業年度開始の時点における帳簿価額に相当する金額の償却。法人税額の特別控除との選択適用）をすることができることとされました（措法42の12の5③）。

#### 《イメージ図》

（3月決算法人の場合）



### (6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、それぞれ次の算式により計算します（措法42の12の5①～③）。

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の50%（又は25%）特別償却

（算式）

イ □以外の特定生産性向上設備等

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 50\%$$

ロ □建物、構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 25\%$$

#### ○ 特定期間内に取得・供用した場合の即時償却

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額(注)} - \text{普通償却限度額}$$

（注）上記(5)の適用を受ける場合の特例適用事業年度においては、「特例適用事業年度開始の時の帳簿価額」となります。

#### 申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12の5⑩）。

ロ 経産省強化法規則第5条第1号に規定するいわゆる「先端設備」に該当することについて、工業会等から証明書の発行を受けることができます。この証明書は、本制度の適用を受けられる設備であることの参考となりますので、その発行を受けた場合には、申告の際にその写しを添付してください。

ハ 経産省強化法規則第5条第2号に規定するいわゆる「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するためには、その設備が法人（事業者）の策定した投資計画に記載がされており、その投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。この確認を受けている事実を明らかにするため、申告の際に法人税申告書別表六（二十一）（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）又は特別償却の付表に確認を受けた際に交付された確認書の「確認書番号」を記載するほか、その設備が「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を、できるだけ具体的に記載してください。

（注）これらの生産性向上設備等の範囲やロの工業会等による証明制度、ハの経済産業大臣の確認の方法の詳細については、経済産業省のホームページ（[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryouku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryouku_kyouka/seisanseikojo.html)）をご参照ください。

ニ 所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。以下同じです。）により取得した特定生産性向上設備等については、本制度の適用はありません（措法42の12の5⑩）。

### 特に注意していただきたい点

上記(5)のとおり、平成26年3月決算法人などの場合、平成26年4月1日前に終了する事業年度においては、本制度の即時償却（又は法人税額の特別控除）の適用を受けることができません。例えば、3月決算の法人が、平成26年1月20日から同年3月31日までの間に、本制度における対象設備の取得等をし、事業の用に供した場合において、本制度の即時償却（又は法人税額の特別控除）の適用を受けようとするときには、平成27年3月期においてその適用を受けることとなりますので、ご注意ください。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

### 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）以後に、特定生産性向上設備等の取得等をする法人の平成26年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則83①、113①、産業競争力強化法附則1、強化法施行期日令）。

## 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備

### 〔制度の概要〕

中小企業者等(注1)が、平成10年6月1日から平成26年3月31日までの期間内に、特定機械装置等(注2)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業(注3)の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。）において、その特定機械装置等の取得価額（船舶については取得価額の75%）の30%相当額の特別償却（特定中小企業者等(注4)については、法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされています（旧措法42の6①）。

（注1）中小企業者等とは、中小企業者（次のイ及びロの法人をいいます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます（旧措法42の4⑥⑩五六、42の6①、旧措令27の4⑩）。以下同じです。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

(イ) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(\*)の所有に属している法人

(ロ) (イ)のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(\*)の所有に属している法人

(\*) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 特定機械装置等とは、次のイからニまでに掲げる減価償却資産をいいます(旧措法42の6①、旧措令27の6①～③、旧措規20の3①～⑥)。以下同じです。

イ(イ) 一台又は一基の取得価額が160万円以上の機械及び装置

(ロ) 一台又は一基の取得価額が120万円以上の測定工具、検査工具、電子計算機、インターネットに接続されたデジタル複合機及び試験又は測定機器

ロ 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア

ハ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車

ニ 内航海運業の用に供される船舶

(注3) 指定事業とは、製造業、建設業等の一定の事業をいいます(旧措法42の6①、旧措令27の6④、旧措規20の3⑦)。以下同じです。

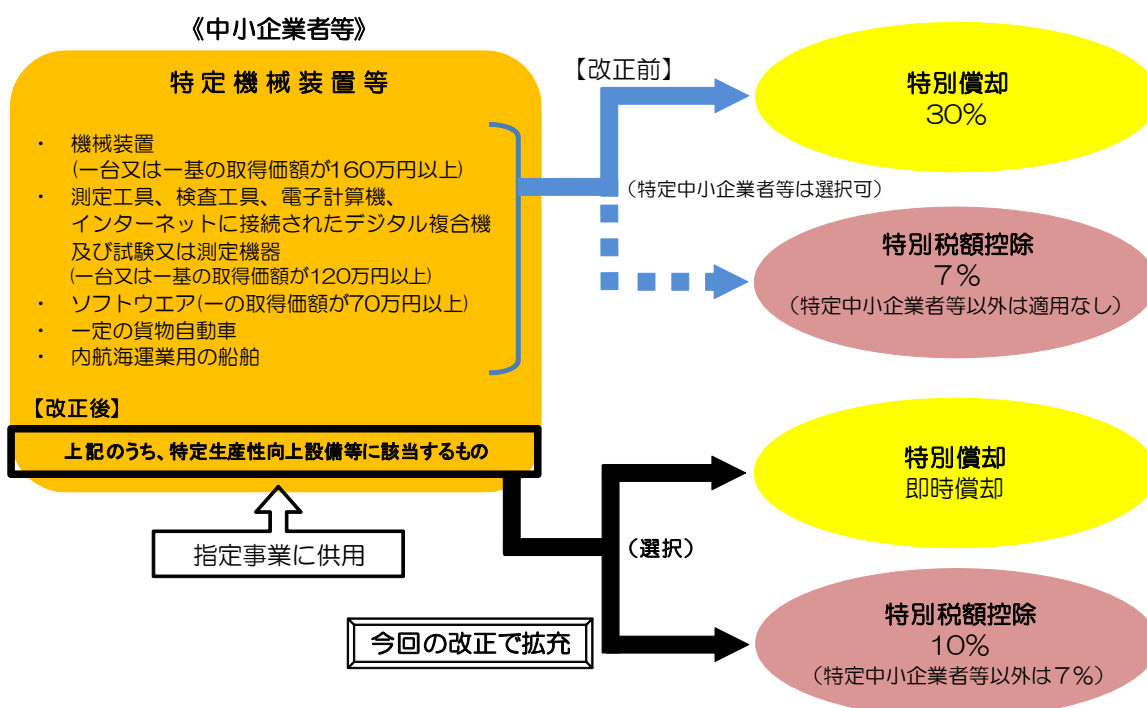
(注4) 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人及び農業協同組合等をいいます(旧措法42の6②、旧措令27の6⑦)。以下同じです。

## 〔改正の内容〕

### (1) 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合の即時償却の追加等

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間(特定期間)内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等(2ページI1③参照)に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち平成26年4月1日以後に終了する事業年度において、即時償却(法人税額の特別控除との選択適用)ができることとされました(措法42の6②、42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)。

#### 《イメージ図》



その他、本制度におけるこの措置の内容は次のとおりとされています。

#### イ 適用対象資産

本措置の適用対象資産は、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものです。また、本措置における特定生産性向上設備等については、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」における特定生産性向上設備等と同様です(措法42の6②③、42の12



の5、措令27の12の5、措規20の10)。詳細については、2ページI 1(3)及び3ページ「申告に当たっての注意点」をご参照ください。

#### ロ 平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本措置においても、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」の(5)と同様の特例が設けられています。すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合(平成26年4月1日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。)には、平成26年4月1日を含む事業年度(注)(合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。)において、即時償却(特例適用事業年度開始の時における帳簿価額に相当する金額の償却。法人税額の特別控除との選択適用)ができます(措法42の6③、42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)。詳細については、3ページI 1(5)及び4ページ「特に注意していただきたい点」をご参照ください。

(注) 特例適用事業年度の末日においても中小企業者等に該当することが必要です。

#### ハ 特別償却限度額

本措置に係る特別償却限度額は、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」の即時償却と同様です(措法42の6②③、42の12の5)。詳細については、3ページI 1(6)の「○ 特定期間内に取得・供用した場合の即時償却」をご参照ください。

#### (2) 適用期限の延長

適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました(措法42の6①)。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の11)。

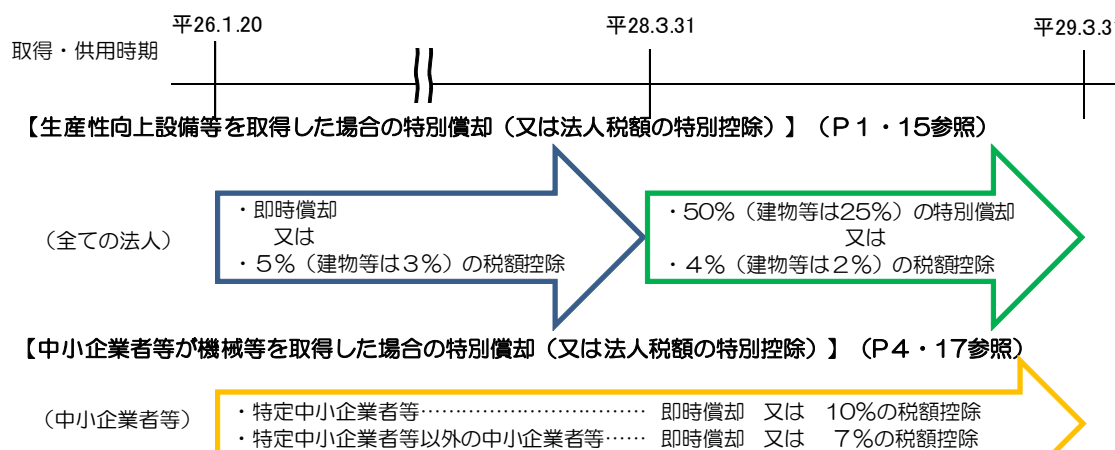
#### 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以後に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をする法人の平成26年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則79①、108、産業競争力強化法附則1、強化法施行期日令)。

#### (参考) 特定生産性向上設備等に係る制度の比較

「生産性向上設備等を取得した場合の特別償却(又は法人税額の特別控除)制度」と「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(又は法人税額の特別控除)制度」の関係を図示すると、次のとおりとなります。

#### 《イメージ図》



### 3 国家戦略特別区域において機械等を取扱した場合の特別償却制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

#### 1 特別償却

##### ○ 50%（又は25%）の特別償却

青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、同法附則第1条第1号に定める日（平成26年4月1日）から平成28年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じです。）には、供用年度において、その特定機械装置等の取得価額の50%（建物及びその附属設備並びに構築物については25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の10①一ロ・二）。

##### ○ 中核的な特定事業の用に供される機械装置・開発研究用器具備品の即時償却

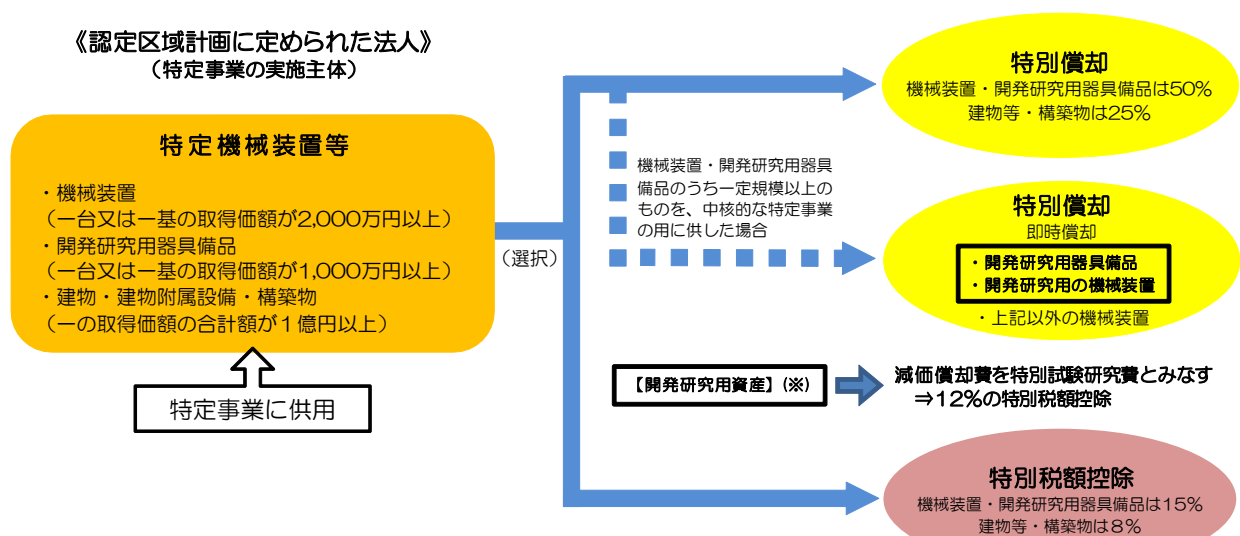
青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等のうち、中核的な特定事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（開発研究<sup>注</sup>の用に供されるものに限ります。以下「開発研究用器具備品」といいます。）で一定規模以上のものの取得等をして、中核的な特定事業の用に供した場合には、供用年度において即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の10①一イ）。

#### 2 研究開発税制（特別試験研究費）の特例

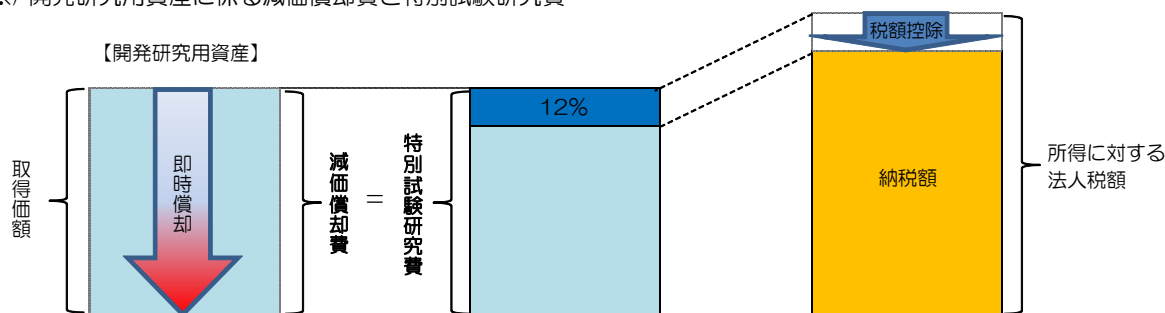
上記1の即時償却の対象となる機械及び装置（開発研究<sup>注</sup>の用に供されるものに限ります。）並びに開発研究用器具備品（以下「開発研究用資産」といいます。）につき、上記1の特別償却のいずれかの適用を受ける場合には、その減価償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額とみなして、その特別試験研究費の額の12%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法42の10⑥、42の4、42の4の2）。

（注） 開発研究とは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます（措法42の10①一、措令27の10①）。以下同じです。

#### 《イメージ図》



(※) 開発研究用資産に係る減価償却費と特別試験研究費



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で特定事業（(4)を参照）の国家戦略特区法第8条第2項第2号に規定する実施主体として同法第11条第1項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」といいます。）に定められた法人です（措法42の10①、国家戦略特区法8②二、11①）。

(2) 指定期間

本制度の指定期間とは、国家戦略特区法附則第1条第1号に定める日（平成26年4月1日）から平成28年3月31日までの期間をいいます（措法42の10①、国家戦略特区法附則1一、国家戦略特区法施行期日令）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画（具体的には、国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画をいいます。）に記載された特定機械装置等をいいます。また、特定機械装置等とは、次のイからハまでに掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に掲げる規模のものをいいます（措法42の10①、措令27の10②③、措規20の5②、国家戦略特区法規則3②）。

イ 機械及び装置……………一台又は一基の取得価額が2,000万円以上

ロ 開発研究用器具備品(注)……………一台又は一基の取得価額が1,000万円以上

(注) 具体的には、専ら開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）をいいます（措規20の5③）。以下同じです。

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物……………一の取得価額の合計額が1億円以上

さらに、即時償却の対象となる中核的な特定事業（(4)を参照）の用に供される特定機械装置等は、上記イ及びロの減価償却資産のうち、それぞれ次に掲げる規模のものに限ります（措法42の10①一イ、措令27の10③）。

- ・ 機械及び装置……………一台又は一基の取得価額が4,000万円以上
- ・ 開発研究用器具備品……………一台又は一基の取得価額が2,000万円以上

(4) 適用対象事業

本制度の適用対象事業である特定事業とは、次のイ又はロのいずれかの事業をいいます（措法42の10①、措規20の5①、国家戦略特区法2②、国家戦略特区法規則1）。

イ 国家戦略特区法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するもの（具体的には、同法別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるもののうち、国家戦略特区法規則第1条各号に掲げるもの）

ロ 国家戦略特区法第2条第2項第2号に掲げる事業（具体的には、国家戦略特区法規則第1条各号に掲げる事業であって、指定金融機関から資金の貸付けを受けて行われるもの）

また、即時償却の対象となる中核的な特定事業とは、特定事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資するもの（具体的には、国家戦略特区法規則第1条第2号に掲げる事業）をいいます（措法42の10①一イ、措規20の5④、国家戦略特区法規則1二）。

## (5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 10①）。

## (6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 10①）。

- 即時償却（中核的な特定事業の用に供される機械及び装置、開発研究用器具備品で一定規模以上のもの）

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

- 50%（又は 25%）の特別償却

（算式）

イ 即時償却の対象となる特定機械装置等以外の機械及び装置、開発研究用器具備品

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 50\%$$

ロ 建物、建物附属設備、構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 25\%$$

## (7) 特別試験研究費（法人税額の特別控除）

法人が即時償却の対象となる開発研究用資産につき本制度による特別償却をした場合、その開発研究の用に供した日を含む事業年度のその開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（措法 42 の 4、42 の 4 の 2）の適用上、特別試験研究費の額（措法 42 の 4 ⑬三）に該当するものとみなして、その特別試験研究費の額の 12%相当額（その事業年度の法人税額の 20%（平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については 30%）相当額が限度とされます。）の法人税額の特別控除をすることができます（措法 42 の 10⑥、42 の 4、42 の 4 の 2）。

なお、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における税額控除限度超過額の繰越控除（措法 42 の 4 ③⑦）を適用する場合には、繰越控除を行うための要件の判定の基礎となる試験研究費の額は、即時償却の対象となる開発研究用資産の特別償却実施額（その開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から普通償却限度額を控除した残額）を控除した金額とすることとされています（措法 42 の 10⑦、措令 27 の 10④）。

### 申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 10⑨）。
- ロ 所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、本制度の適用はありません（措法 42 の 10⑧）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14）。

### 〔適用時期〕

国家戦略特区法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 81①、110①、国家戦略特区法附則 1 一、国家戦略特区法施行期日令）。

## 4 耐震基準適合建物等の特別償却制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

#### 1 既存建築物に耐震改修を行った場合の特別償却

青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法の規定による耐震診断結果の報告を行ったものが、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までの間に、耐震基準適合建物等のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その耐震基準適合建物等の取得価額の 25%相当額の特別償却ができることとされました（措法 43 の 2 ①）。

##### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でその有する耐震改修対象建築物(注)につき平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除きます。）です（措法 43 の 2 ①、耐震改修促進法 7、8 ①、12②、附則 3）。

(注) 耐震改修対象建築物とは、耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいいます（耐震改修促進法 7、附則 3 ①）。以下同じです。

##### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である耐震基準適合建物等とは、法人の有する耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修促進法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修(注)のための工事の施行に伴って取得し、又は建設するその耐震改修対象建築物の部分の部分をいいます（措法 43 の 2 ①、措規 20 の 11①、耐震改修促進法 2 ②）。

(注) 耐震改修は、その耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして、次のイからハまでのいずれかの者から、当該工事により耐震改修促進法における耐震関係規定又は国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨の証明書による証明がなされたものに限り（措規 20 の 11①、耐震改修促進法 5 ③一、17③一）。

イ 耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

ロ 建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関

ハ 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士

##### (3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 43 の 2 ①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{耐震基準適合建物等の取得価額} \times 25\%$$

#### 2 港湾の民有護岸等の耐震化を行った場合の特別償却

青色申告書を提出する法人で、港湾隣接地域内において有する特定技術基準対象施設につき平成 27 年 3 月 31 日までに港湾管理者からの求めに対し港湾法の規定による報告を行ったものが、港湾法一部改正法附則第 1 条第 2 号に定める日からその報告を行った日以後 3 年を経過する日までの間に、技術基準適合施設のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その技術基準適合施設の取得価額の 20%相当額の特別償却ができることとされました（措法 43 の 2 ②）。

##### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で港湾法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第 56 条の 2 の 21 第 1 項に規定する特定技術基準対象施設(注1)につき平成 27 年 3 月 31 日までに同法第 56 条の 5 第 3 項の規定により同法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者からの求めに対する報告(注2)を行ったもの（その特定技術基準対象施設について同法第 56 条の 2 の 21 第 1 項の規定による勧告を受けたものを除きます。）です（措法 43 の 2 ②、港湾法 2 ①、37

①、56の2の21①、56の5③)。

(注1) 特定技術基準対象施設は、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの(具体的には、護岸、岸壁及び栈橋)に限ります(措法43の2①、措令28の2)。以下同じです。

(注2) 港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準(以下「技術基準」といいます。)のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限ります。

## (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である技術基準適合施設とは、法人が有する特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得し、又は建設するその特定技術基準対象施設(注)の部分を行います(措法43の2②、措規20の11②)。

(注) 港湾管理者から、当該改良のための工事により技術基準に適合することとなるものである旨の証明書による証明がなされたものに限ります(措規20の11②、港湾法56の2の2①)。

## (3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します(措法43の2②)。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{技術基準適合施設の取得価額} \times 20\%$$

### 申告に当たっての注意点

上記1又は2の制度の適用を受けるためには、確定申告書等に耐震基準適合建物等又は技術基準適合施設の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法43の2③)。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の17)。

### 〔適用時期〕

上記1の措置については、平成26年4月1日以後に取得等をする耐震基準適合建物等について適用されます。また、上記2の措置については、港湾法一部改正法附則第1条第2号に定める日以後に取得等をする技術基準適合施設について適用されます(港湾法一部改正法附則1二)。

## 5 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																											
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却(旧措法42の5①一ハ、68の10①一ハ、旧措令27の5③④、改正法附則78、107、平23財務省告示第219号、平26財務省告示第105号)	○ 適用対象設備から次の減価償却資産が除外されました。	平26.4.1前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、従来どおり適用されます。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表</th> <th>番号</th> <th>除外された減価償却資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧別表3</td> <td></td> <td>熱電併給型動力発生装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">旧別表4</td> <td>1</td> <td>熱併給型動力発生装置</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高効率配線設備</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高効率複合工作機械</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ハイブリッド建設機械</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>高効率電気式誘導加熱炉</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>断熱強化型工業炉</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ガス冷房装置</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>高断熱窓設備</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>氷蓄熱式冷凍機組込型空調機</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>高効率照明設備</td> </tr> </tbody> </table>		別表	番号	除外された減価償却資産	旧別表3		熱電併給型動力発生装置	旧別表4	1	熱併給型動力発生装置	3	高効率配線設備	4	高効率複合工作機械	5	ハイブリッド建設機械	6	高効率電気式誘導加熱炉	7	断熱強化型工業炉	8	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	13	ガス冷房装置	15	高断熱窓設備	16	氷蓄熱式冷凍機組込型空調機
別表	番号	除外された減価償却資産																											
旧別表3		熱電併給型動力発生装置																											
旧別表4	1	熱併給型動力発生装置																											
	3	高効率配線設備																											
	4	高効率複合工作機械																											
	5	ハイブリッド建設機械																											
	6	高効率電気式誘導加熱炉																											
	7	断熱強化型工業炉																											
	8	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置																											
	13	ガス冷房装置																											
	15	高断熱窓設備																											
	16	氷蓄熱式冷凍機組込型空調機																											
	17	高効率照明設備																											

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(2) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却 (措法42の11⑦、68の15 ⑦)</p> <p>(措法42の11①、68の15 ①)</p>	<p>○ 措法42の10(国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用を受けた事 業年度においては、本制度の適用ができないこととされまし た。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(3) 特定設備等の特別償 却(昭48大蔵省告示第 69号、平26財務省告示 第106号)</p>	<p>○ 指定物質等回収設備に係る措置について、適用期限が平成 28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(4) 集積区域における集 積産業用資産の特別償 却(旧措法44、68の20、 旧措令28の5、39の49、 改正法附則84②、115 ②)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	平26.4.1前に取得等を した集積産業用資産 については、従来どお り適用されます。										
<p>(5) 特定農産加工品生産 設備等の特別償却(措 法44の4①、68の25①)</p>	<p>○ 特定農産加工品生産設備に係る措置について、適用期限が 平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—										
<p>(6) 特定信頼性向上設備 等の特別償却(措法44 の5②、68の26②、措 規20の15③、22の34)</p>	<p>○ 放送ネットワークの災害対策促進に係る措置が追加されま した。この追加された措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 1019 1157 1456"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの</td> </tr> <tr> <td>対 象 設 備</td> <td>次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備</td> </tr> <tr> <td>特別償却割合</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>適 用 期 間</td> <td>平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改 正 後	対 象 者	青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの	対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備	特別償却割合	15%	適 用 期 間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで	平26.4.1以後に取得等 をする設備について 適用されます。
区 分	改 正 後											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で、放送法に規定す る基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者 に該当するもの											
対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供さ れたことのないもの ・総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備 計画に記載された基幹放送設備又は特定地 上基幹放送局等設備 ・総務大臣の確認を受けた基幹放送局設備整備 計画に記載された基幹放送局設備											
特別償却割合	15%											
適 用 期 間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで											
<p>(7) 特定地域における工 業用機械等の特別償却 (措法45①表二、68の27 ①、措令28の9②二ロ、 ⑦、措規20の16③④、 改正法附則84③、115 ③、改正措令附則20②、 31②)</p> <p>(措法45①表三、68の27 ①、措令28の9①三、 ②二、⑨⑩、改正法附 則84③④、115③④、改 正措令附則20①②、31 ①②)</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正等に伴い、次のとおり改正が行 われました。</p> <p>イ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の 合計額の要件が100万円超(改正前:500万円超)に引き 下げられました。</p> <p>(ロ) 一定の対象事業に係る対象資産に、開発研究用の器具 及び備品が追加されました。</p> <p>ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出国際物流拠点産業集積計画に おいて国際物流拠点産業集積地域として定められている 地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置で一の生産等 設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超で あることとする要件が追加され、一の生産等設備を構成 する減価償却資産(無形固定資産及び生物を除きます)。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等 をするものについて 適用され、同日前に取 得等をしたものにつ いては、従来どおり適 用されます。</p> <p>同 上</p>										

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>(措法45①表四、68の27①、措令28の9①四、②二、措規20の16④、改正法附則84③、115③)</p>	<p>以下(7)において同じです。)の取得価額の合計額が1,000万円超であることとする要件との選択とすることとされました。</p> <p>(ハ) 対象となる事業に航空機整備業が追加され、対象となる建物を事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物とすることとされました。</p> <p>ハ 経済金融活性化特別地区に係る措置が追加されました。この措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 526 1149 1086"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地区</td> <td>経済金融活性化特別地区として指定された地区</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>対象資産</td> <td>・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備</td> </tr> <tr> <td>特別償却割合</td> <td>50%(建物及びその附属設備については、25%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区	対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの	対象資産	・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備	特別償却割合	50%(建物及びその附属設備については、25%)	適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区															
対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの ・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの															
対象資産	・機械及び装置 ・一定の器具及び備品 ・建物及びその附属設備															
特別償却割合	50%(建物及びその附属設備については、25%)															
適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで															
<p>(措法45②表三、68の27②表三、措令28の9⑫⑭⑯⑳、39の56②④⑦、措規20の16⑤、旧措法45②表二、旧措令28の9⑯、改正法附則84⑤⑥、115⑤⑥、改正措令附則20③④、31③④、改正措規附則9、15)</p>	<p>○ 奄美群島振興開発特別措置法の改正に伴い、奄美群島に係る措置が改組されました。改組後の措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 1288 1149 2004"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地区</td> <td>認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円) ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円</td> </tr> <tr> <td>対象資産</td> <td>対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物</td> </tr> <tr> <td>割増償却割合</td> <td>32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区	対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円) ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物	割増償却割合	32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)	適用期間	認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区															
対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、認定産業振興促進計画に記載された事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円) ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円															
対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物															
割増償却割合	32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)															
適用期間	認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日から平成27年3月31日まで															



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(8) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46①、68の31①、旧措令29①②、39の60①②、改正法附則77)</p> <p>(措法46①、68の31①)</p>	<p>○ 対象設備から構築物並びに車両及び運搬具が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(9) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却 (措法46の3①、68の33①)</p>	<p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(10) 特定再開発建築物等の割増償却 (措法47の2③二、68の35③二、措令29の5④、39の64④、改正法附則1十七、84⑦、115⑦)</p> <p>(措法47の2①③三、68の35①③三、措令29の5⑤、39の64⑤、措規20の21③⑤三、22の42③④三、改正法附則1十六、84⑧、115⑧)</p>	<p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定再開発建築物等に国家戦略特区法の認定を受けた国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係るものが追加されました。</p> <p>○ 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置 (割増償却率30%) が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第30号) の施行の日以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p>

## Ⅱ 税額の計算に関する改正

### 1 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定生産性向上設備等の取得等<sup>(注)</sup>をして、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除きます。以下同じです。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に限り、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。下記の法人税額の特別控除（原則）の場合において同じです。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額の 4 %（建物及び構築物については 2 %）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦）。

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

##### ・ 平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の場合（原則）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、取得等<sup>(注)</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その国内にある当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の 5 %（建物及び構築物については 3 %）相当額の法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦⑧）。

##### ・ 平成 26 年 4 月 1 日以前に終了する事業年度の場合（特例）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日以前に終了した事業年度の末日までの間に、取得等<sup>(注)</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、その取得価額の 5 %（建物及び構築物については 3 %）相当額の法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦～⑨）。詳細は、(5)をご参照ください。

(注) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（1 ページ I 1 (注)参照）。以下同じです。

#### (1) 適用対象法人

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (1)参照）。

#### (2) 指定期間と特定期間

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (2)参照）。

#### (3) 適用対象資産

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (3)及び 3 ページ「申告に当たっての注意点」ロ・ハ参照）。

#### (4) 適用対象事業

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (4)参照）。

#### (5) 平成 26 年 4 月 1 日以前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本制度においても、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」の(5)と同様の特例が設けられています。すなわち、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日以前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成 26 年 4 月 1 日

前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。)には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度(合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、その特定生産性向上設備等の取得価額の 5% (建物及び構築物については 3%) 相当額の法人税額の特別控除 (即時償却との選択適用) ができます (措法 42 の 12 の 5⑦～⑨)。

#### (6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、それぞれ次の算式により計算します(措法 42 の 12 の 5⑦～⑨)。

##### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

(算式)

イ □ 以外の特定生産性向上設備等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 4\%$$

□ 建物、構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 2\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の 20% 相当額を超える場合には、その 20% 相当額が限度とされます。

##### ○ 特定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

(算式)

イ □ 以外の特定生産性向上設備等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 5\%$$

□ 建物、構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 3\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の 20% 相当額を超える場合には、その 20% 相当額が限度とされます。

#### 申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます (措法 42 の 12 の 5⑬)。

#### 特に注意していただきたい点

上記(5)のとおり、平成 26 年 3 月決算法人などの場合、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度においては、本制度の法人税額の特別控除 (又は即時償却) の適用を受けることができません。例えば、3 月決算の法人が、平成 26 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日までの間に、本制度における対象設備の取得等をし、事業の用に供した場合において、本制度の法人税額の特別控除 (又は即時償却) の適用を受けようとするときには、平成 27 年 3 月期においてその適用を受けることとなります (この場合の税額控除限度額は、平成 27 年 3 月期における法人税額の 20% 相当額が限度となります。) ので、ご注意ください。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています (措法 68 の 15 の 6)。

## 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）以後に、特定生産性向上設備等の取得等をする法人の平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 83①、113①、産業競争力強化法附則 1、強化法施行期日令）

## 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の整備

### 〔制度の概要〕

#### ○ 税額控除

特定中小企業者等（5 ページ I 2（注 4）参照）が、平成 10 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に、特定機械装置等（5 ページ I 2（注 2）参照）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業（5 ページ I 2（注 3）参照）の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。）において、その特定機械装置等の取得価額（船舶については取得価額の 75%）の 7% 相当額（以下「税額控除限度額」といいます。）の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされています（旧措法 42 の 6 ②）。

#### ○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、各事業年度において繰越税額控除限度超過額（当該法人のその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいいます。以下同じです。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20% 相当額（その事業年度において取得等をした特定機械装置等について法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができることとされています（旧措法 42 の 6 ③④）。

### 〔改正の内容〕

#### (1) 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合の法人税額の特別控除の追加等

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（特定期間）内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等（2 ページ I 1(3)参照）に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において、中小企業者等の次のイ又はロの区分に応じそれぞれ次に定める法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 6 ⑧）。

イ 特定中小企業者等 …………… 取得価額の 10% 相当額

ロ 特定中小企業者等以外の中小企業者等 …… 取得価額の 7% 相当額

その他、本制度におけるこの措置の内容は次のとおりとされています。

#### ○ 適用対象資産

本措置の適用対象資産は、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものです。また、本措置における特定生産性向上設備等については、「2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備」における特定生産性向上設備等と同様です（措法 42 の 6 ②⑧、42 の 12 の 5、措令 27 の 12 の 5、措規 20 の 10）。詳細については、5 ページ I 2(1)イをご参照ください。

#### ○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本措置においても、「2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備」の(1)ロと同様の特例が、繰越税額控除限度超過額の控除の特例として設けられています。すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日前に終了

した事業年度の末日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度(注)（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。）において、その取得価額の 7%（特定中小企業者等については 10%）相当額を、繰越税額控除限度超過額に加算して控除（即時償却との選択適用）することができます（措法 42 の 6 ⑨⑩）。

(注) 特例適用事業年度の末日においても中小企業者等に該当することが必要です。

#### ○ 税額控除限度額

本措置に係る税額控除限度額は、次の算式により計算します。

また、本措置の税額控除限度額のうち法人税額から控除をしてもなお控除しきれなかった金額は、繰越税額控除限度超過額として 1 年間繰り越すことができます（措法 42 の 6 ⑧～⑩）。

(算 式)

##### イ 特定中小企業者等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額} \times 10\%$$

##### ロ 特定中小企業者等以外の中小企業者等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額} \times 7\%$$

(注 1) 上記(1)の「○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例」の適用を受ける場合においては、上記の算式により計算した金額を、その特例適用事業年度において繰越税額控除限度超過額に加算して控除します。

(注 2) 上記の算式により計算した本措置に係る税額控除限度額と、既存の本制度の特定機械装置等の取得等をした場合の税額控除限度額（〔制度の概要〕の「○ 税額控除」）及び繰越税額控除限度超過額（〔制度の概要〕の「○ 繰越税額控除限度超過額の控除」）（上記(注 1)の加算して控除する金額を含みます。）との合計額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

## (2) 適用期限の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度と同様、適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました（措法 42 の 6 ①⑦）。

### 申告に当たっての注意点

#### 《本措置に係る税額控除》

本措置に係る税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 6 ⑩）。

#### 《特例による繰越税額控除限度超過額への加算分の控除》

上記(1)「○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例」により繰越税額控除限度超過額に加算して控除する措置の適用を受けるためには、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、繰越税額控除限度超過額の控除の対象となる特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき控除される金額は、確定申告書等

に添付された書類に記載された特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 6 ⑱）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 11）。

#### 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）以後に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をする法人の平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 79①、108、産業競争力強化法附則 1、強化法施行期日令）。

### 3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、次の仕組みから構成されています。

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に 10%（試験研究費割合が 10%未満である場合には、試験研究費割合に 0.2 を乗じて計算した割合に 8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ①）。

#### (2) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(1)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（上記(1)により控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ②）。

#### (3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等（4 ページ I 2（注 1）参照）の各事業年度（上記(1)又は(2)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の 12%相当額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ⑥）。

#### (4) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り）における税額控除限度額のうち、上記(1)及び(2)による法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（上記(1)及び(2)により控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ③）。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有するときにおいても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法 42 の 4 ⑦）。

#### (5) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成 20 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかの場合に該当する場合には、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額につき、上記(1)から(4)までの制度とは別に、その事業年度の法人税額の 10%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ⑨）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 試験研究費の額 > 比較試験研究費の額(注1)

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額(注2)

$$\text{税額控除額} = (\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}) \times 5\%$$

(注1) 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます(旧措法42の4⑨九)。以下同じです。

(注2) 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます(旧措法42の4⑨十)。以下同じです。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額(注3) × 10%

$$\text{税額控除額} = (\text{試験研究費の額} - \text{平均売上金額} \times 10\%) \times \text{超過税額控除割合}(\ast)$$

(\*) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(注3) 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます(旧措法42の4⑨十一)。

なお、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度における上記(1)から(4)までの各制度における税額控除限度額の上限については、その各事業年度の法人税額の30%相当額に引き上げられています(旧措法42の4の2)。

### 〔改正の内容〕

上記(5)について、次の改正が行われました。

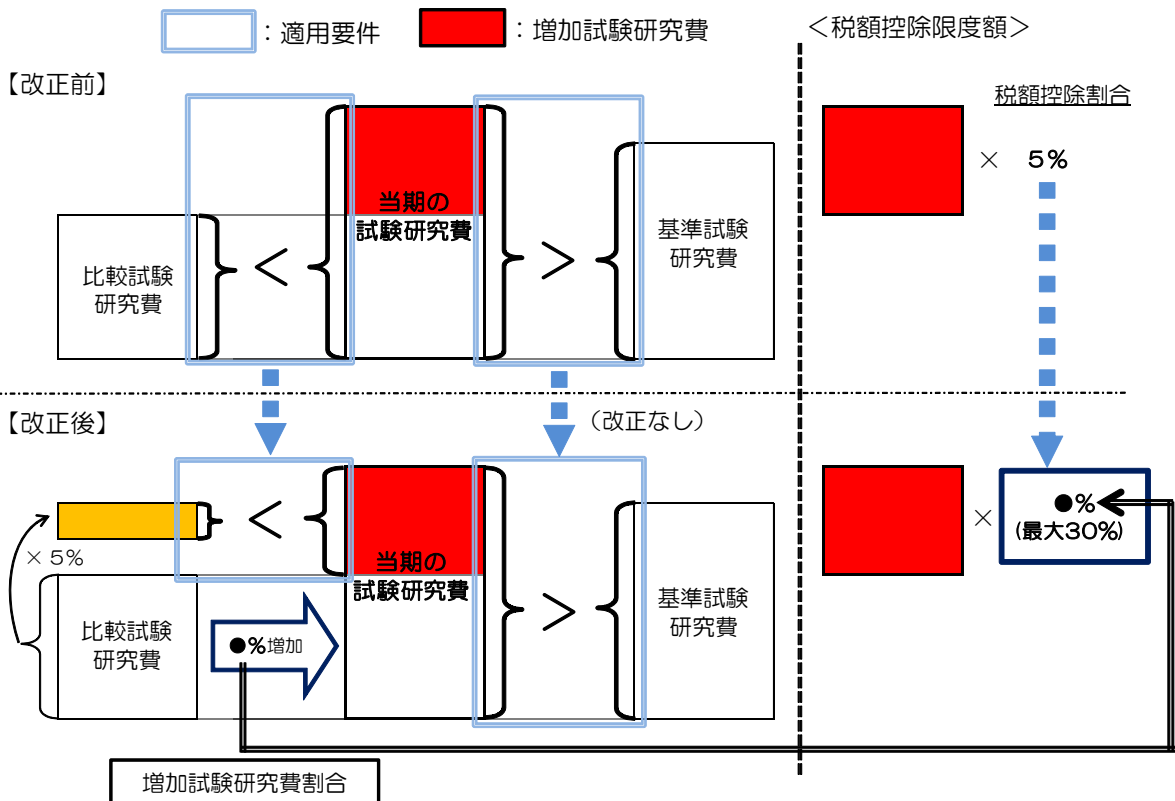
#### (1) 試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組

上記(5)のうちイの試験研究費の増加額に係る税額控除制度について、青色申告法人の増加試験研究費の額(注1)が比較試験研究費の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%(増加試験研究費割合(注2))が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合)を乗じて計算した金額を法人税額から控除する仕組みに改組されました(措法42の4⑨)。

(注1) 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます。

(注2) 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます。

#### 《イメージ図》



## (2) 適用期限の延長

適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました（措法 42 の 4 ㉑）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 9）。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 77、106）。

## 4 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、同法附則第 1 条第 1 号に定める日（平成 26 年 4 月 1 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じです。）には、供用年度において、その特定機械装置等の取得価額の 15%（建物及びその附属設備並びに構築物については 8%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 10㉒）。

#### (1) 適用対象法人

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(1)参照）。

#### (2) 指定期間

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(2)参照）。

#### (3) 適用対象資産

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(3)参照）。

#### (4) 適用対象事業

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(4)参照）。

#### (5) 供用年度

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（9 ページ I 3(5)参照）。

#### (6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 10㉒）。

##### （算 式）

イ 機械及び装置、開発研究用器具備品

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 15%

ロ 建物、建物附属設備、構築物

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 8%

（注） 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

#### (7) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り）における税額控除限度額のうち、



上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（その事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等について法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法 42 の 10③④）。

#### 申告に当たっての注意点

##### 《共通》

中核的な特定事業の用に供される特定機械装置等について、特別償却制度における即時償却のような追加的な特例措置は設けられていません。

##### 《税額控除》

税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 10⑩）。

##### 《繰越税額控除限度超過額の控除》

繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、その控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 10⑪）。

##### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14）。

#### 〔適用時期〕

国家戦略特区法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 81①、110①、国家戦略特区法附則 1 一、国家戦略特区法施行期日令）。

## 5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。なお、この場合の税額控除限度額は、当期の法人税額の 10%（中小企業者等（4 ページ I 2（注 1）参照）については 20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4）。

イ 雇用者給与等支給増加額  $\geq$  基準雇用者給与等支給額（注 3）  $\times$  5%

ロ 雇用者給与等支給額（注 3）  $\geq$  比較雇用者給与等支給額（注 4）

ハ 平均給与等支給額（注 5）  $\geq$  比較平均給与等支給額（注 6）

（注 1）雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12）の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。

- (注2) 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する雇用者（具体的には、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者）をいいます（旧措法42の12の4②一、旧措令27の12の4②）。
- (注3) 雇用者給与等支給増加額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4①②三・四）。  
 雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額(\*1) - 基準雇用者給与等支給額(\*2)  
 (\*1) 雇用者給与等支給額とは、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（旧措法42の12の4②三）。以下同じです。  
 (\*2) 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。以下同じです。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法42の12の4②四）。
- (注4) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法42の12の4②五）。
- (注5) 平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4②六、旧措令27の12の4①⑫）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\left[ \text{雇用者給与等支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(*)の数の合計数}}$$

(\*) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るもの）に限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

- (注6) 比較平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4②七、旧措令27の12の4⑬⑱）。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\left[ \text{適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度の前事業年度における給与等月別支給対象者(*)の数の合計数}}$$

(\*) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るもの）に限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

## 【改正の内容】

### (1) 雇用者給与等支給増加割合の要件の緩和

上記【制度の概要】イの要件における「×5%」について、平成27年4月1日以前に開始する事業年度については「×2%」に、同日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度については「×3%」に引き下げられました（措法42の12の4①）。

### (2) 平均給与等支給額に係る要件の見直し

上記【制度の概要】ハの要件について、次のとおり見直しが行われました。

イ 継続雇用者（適用年度及び適用年度の前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。）に対する給与等により判定することとされました。

これにより、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は、それぞれ次のとおりとされました（措法42の12の4②六・七、措令27の12の4⑪～⑭、措規20の9）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額(注1)}}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(注2)の数の合計数(注3)}}$$

(注1) 雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」といいます。）に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者(\*)に対して支給したものを除きます。以下「継続雇用者給与等支給額」といいます。）とされています。ただし、継続雇用者給与等支給額が0である場合には、1円とされます。

(\*) 法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの書類にこの継続雇用制度に基づき雇用されている旨の記載がなされている者をいいます。以下同じです。

(イ) 雇用契約書などの雇用関係を証明する書類

(ロ) 法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳

(注2) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り。）をいいます。

(注3) 継続雇用者給与等支給額が0である場合には、1とされます。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の前事業年度の継続雇用者に対する給与等の支給額(注1)}}{\text{適用年度の前事業年度における給与等月別支給対象者(注2)の数の合計数(注3)}}$$

(注1) 適用年度の前事業年度に係る国内雇用者に対する給与等の支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り。）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除きます。以下「継続雇用者比較給与等支給額」といいます。）とされています。

(注2) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者（継続雇用者給与等比較支給額に係るものに限り。）をいいます。

(注3) 継続雇用者比較給与等支給額が0である場合には、1とされます。

ロ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額とすることとされました（措法 42 の 12 の 4 ①二）。

### 《イメージ図》

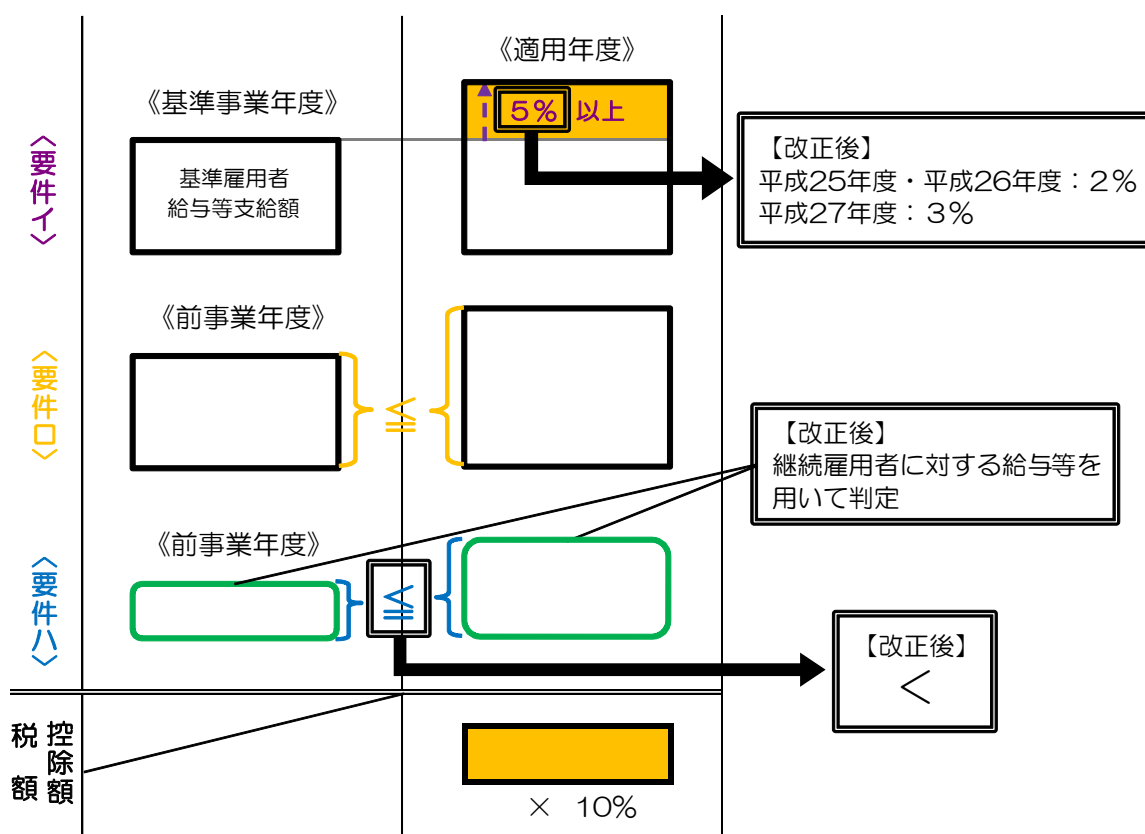
(改正後の本制度)



雇用者給与等支給額



平均給与等支給額



### (3) 適用期限の延長

適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 12 の 4 ①）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 82①、112①）。

〔経過措置の特例〕

法人の平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度（以下「経過年度」といいます。）に改正前の規定（以下「旧規定」といいます。）の適用がなく、改正後の規定（以下「新規定」といいます。）の要件を全て満たす事業年度がある場合には、平成26年4月1日以後最初に終了する事業年度（当該事業年度）において、各経過年度を新規定の適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額の合計額の10%相当額が税額控除限度額に上乗せされます。これにより、税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（改正法附則82②、112②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \left( \text{当該事業年度の雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \right) + \left( \text{経過年度の雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \right)$$

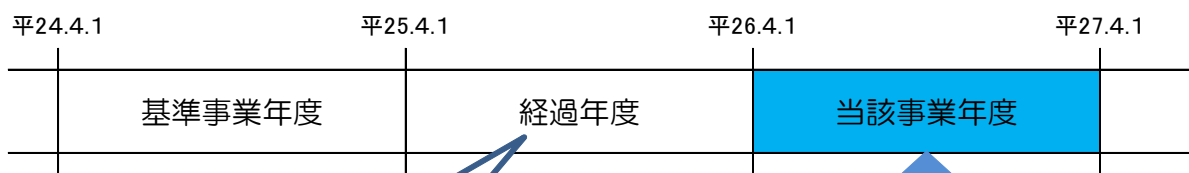
（注）上記の算式により計算した金額が、次の税額控除上限額を超える場合には、その税額控除上限額が限度とされます。

$$\text{税額控除上限額} = \text{当該事業年度の法人税額} \times 10\% (*) \times \frac{\text{当該事業年度及び各経過年度の月数の合計}}{\text{当該事業年度の月数}}$$

（\*）中小企業者等である場合には、20%。

《イメージ図》

（3月決算法人の場合）



旧規定の適用がなく、新規定の要件を満たす場合

経過年度について新規定を適用した場合に計算される雇用者給与等支給増加額の10%を、当該事業年度の税額控除限度額に上乗せ  
⇒当該事業年度の法人税額の最大20%（中小企業者等は40%）相当額の税額控除が可能。

6 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の5①一ハ、68の10①一ハ、旧措令27の5③④、改正法附則78、107、平23財務省告示第219号、平26財務省告示第105号）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（11ページI5(1)参照）と同様の改正が行われました。	11ページI5(1)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除(措法42の9 ①表一、68の13①、措令 27の9②一、③、39の43 ②一、措規20の4①二、 ②三、旧措令27の9③、 改正措令附則19③、27 ③、改正措規附則8、14)</p> <p>(措法42の9①表二、68 の13①、措令27の9① 二、②二、39の43②二、 改正法附則80①②、109 ①②、改正措令附則19 ①③、27①③)</p> <p>(措法42の9①表三、68 の13①、措令27の9② 二、⑦、39の43②二、措 規20の4⑤⑥、改正法附 則80①、109①、改正措 令附則19③、27③)</p> <p>(措法42の9①表四、68 の13①、措令27の9① 四、②二、⑨⑩四、39 の43②二、改正法附則80 ①③、109①③、改正措 令附則19②③、27②③)</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正等に伴い、次のとおり改正が行 われました。</p> <p>イ 観光地形成促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備</p> <p>i 一の設備のうち対象設備を構成する機械及び装置、建 物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額 の要件が1,000万円超(改正前:5,000万円超)に引き 下げられました。</p> <p>ii 対象設備に、温泉保養施設及び国際健康管理・増進施 設並びに会議場施設及び研修施設のうち、宿泊の用に供 する施設を備えたもの及び宿泊の用に供する施設に附 属するもので一定の要件を備えたものが追加されまし た。</p> <p>(ロ) 対象資産について、建物及びその附属設備において特 定の設備を構成する建物の床面積の合計額のうち特定の 設備を構成する部分の床面積の合計額の占める割合が 2分の1以上であることとする要件及び構築物において 特定の設備を構成する構築物の取得価額の合計額のうち 特定の設備を構成する部分の取得価額の合計額の占め る割合が2分の1以上であることとする要件が廃止され ました。</p> <p>ロ 情報通信産業振興地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出情報通信産業振興計画におい て情報通信産業振興地域として定められている地区とさ れました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合 計額が100万円超であることとする要件が追加され、一の 生産等設備を構成する減価償却資産(無形固定資産及び 生物を除きます。以下(2)において同じです。)の取得価額 の合計額が1,000万円超であることとする要件との選択 とすることとされました。</p> <p>ハ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の 合計額の要件が100万円超(改正前:500万円超)に引き 下げられました。</p> <p>(ロ) 一定の対象事業に係る対象資産に、開発研究用の器具 及び備品が追加されました。</p> <p>ニ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出国際物流拠点産業集積計画に おいて国際物流拠点産業集積地域として定められている 地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置で一の生産等 設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超で あることとする要件が追加され、一の生産等設備を構成 する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超で あることとする要件との選択とすることとされました。</p> <p>(ハ) 対象となる事業に航空機整備業が追加され、対象とな る建物を事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建 物とすることとされました。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等 をするものについて適 用され、同日前に取得 等をしたものについて は、従来どおり適用さ れます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>(措法42の9①表五、68の13①、措令27の9①五、②二、39の43②二、措規20の4⑥、改正法附則80①、109①)</p>	<p>ホ 金融業務特別地区に係る措置について、経済金融活性化特別地区に係る措置に改組されました。この改組後の措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 324 1157 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 324 678 369">区分</th> <th data-bbox="678 324 1157 369">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 369 678 414">対象地区</td> <td data-bbox="678 369 1157 414">経済金融活性化特別地区として指定された地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 414 678 470">対象事業</td> <td data-bbox="678 414 1157 470">認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 470 678 683">対象設備</td> <td data-bbox="678 470 1157 683">           対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 683 678 772">対象資産</td> <td data-bbox="678 683 1157 772"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 772 678 817">税額控除割合</td> <td data-bbox="678 772 1157 817">15% (建物及びその附属設備については、8%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 817 678 884">適用期間</td> <td data-bbox="678 817 1157 884">経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区	対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul>	対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul>	税額控除割合	15% (建物及びその附属設備については、8%)	適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区															
対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul>															
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul>															
税額控除割合	15% (建物及びその附属設備については、8%)															
適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで															
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取った場合の法人税額の特別控除 (措法42の11①⑦、68の15①⑦)</p>	<p>○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取った場合の特別償却 (12ページ I 5(2)参照) と同様の改正が行われました。</p>	<p>—</p>														
<p>(4) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、68の15の2①)</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>														
<p>(5) 法人税の額から控除される特別控除額の特別例 (措法42の13①、68の15の7①、震災特例法17の4、25の4、改正法附則77、114)</p>	<p>○ 一の事業年度において、措法及び震災特例法における特別税額控除制度のうち、2以上の規定の適用を受けようとする場合において、それらの規定による税額控除可能額の合計額が当期の所得に対する法人税額の90%を超える場合は、その超える部分の金額は当該法人税額から控除できないこととされました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>														

# Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

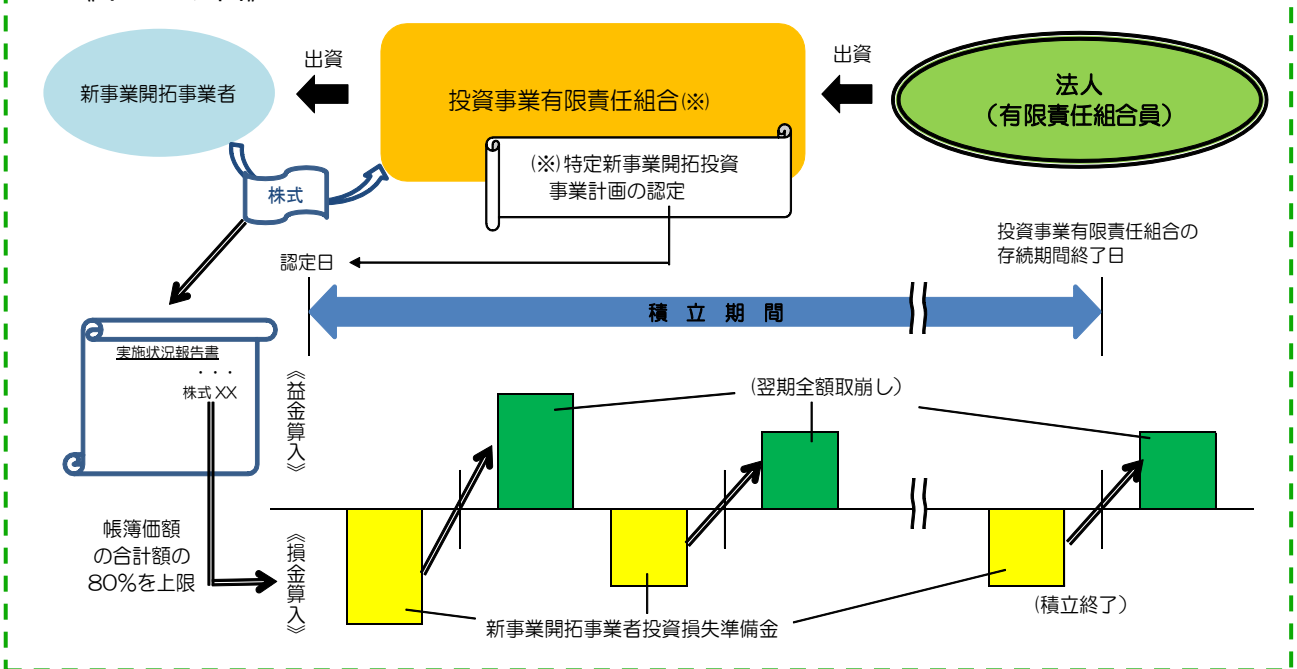
## 1 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもののうち、積立期間内にその投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、その認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下「適用事業年度」といいます。）において有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、適用事業年度終了の時に有する株式のその適用事業年度終了の日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間終了の時ににおける帳簿価額の合計額の 80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができることとされました（措法 55 の 2 ①）。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積立額の全額を取り崩して益金算入することとされました（措法 55 の 2 ②）。

### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法第 17 条第 1 項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下「特定新事業開拓投資事業計画」といいます。）について認定を受けた投資事業有限責任組合の組合員(注 1)のうち、その認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に記載された積立期間(注 2)内において組合員の出資をした法人です（措法 55 の 2 ①、産業競争力強化法 17 ①）。

(注 1) その投資事業有限責任組合の有限責任組合員である法人に限ります。

なお、その法人が、その認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時に有するその他有価証券（法令 119 の 2 ②）のうち株式及び出資の帳簿価額が 20 億円以上である適格機関投資家（金融商品取引法 2 ③一）に該当する場合には、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資の予定額（具体的には、特定新事業開拓投資事業計画の認定に係る書類に記載された、その法人により出資される資金の額）が 2 億円以上であるとの要件を満たすものに限ります（措法 55 の 2 ①、措令 32 の 3 ①～③、措規 21 の 2 ①、経産省強化法規則 10 ②九）。

(注2) 積立期間とは、特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日からその計画に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間（具体的には、認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に記載された実施期間をいい、原則として、10年を超えない期間とされています。）終了の日までの期間をいいます（措法55の2①、措規21の2②、経産省強化法規則10③、12④）。以下同じです。

## (2) 適用対象事業年度

本制度は、認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に従って取得したその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式(注)を適用事業年度終了の時に有している場合に、積立てが認められます（措法55の2①）。

(注) 積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除きます。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限りません。

## (3) 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（措法55の2①）。

(算式)

$$\text{積立限度額} = \text{新事業開拓事業者の株式の計算期間(注)終了時における帳簿価額の合計額} \times 80\%$$

(注) 適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第1項の事業年度をいいます。

なお、適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、その適用事業年度終了の日の直前に終了した計算期間となります。

## (4) 準備金の益金算入

本制度の準備金は、各事業年度の前事業年度において上記により損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額がある場合には、その金額を取り崩して益金の額に算入します（措法55の2②）。

### 申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要がある、また、適用を受ける事業年度の確定申告書に次の(イ)から(ハ)までの書類を添付しなければならないこととされています（措法55の2③、措令32の3⑤、措規21の2④、経産省強化法規則66①）。

(イ) 適用を受ける事業年度終了の日におけるその投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し

(ロ) 適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の計算期間（以下「適用事業年度直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し

(ハ) その投資事業有限責任組合の次のiからiiiまでに掲げる事項を記載した書類

i 適用事業年度直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る各新事業開拓事業者の名称並びに各新事業開拓事業者ごとに区分をした株式の数及び帳簿価額

ii 法人の適用事業年度直前計算期間終了の時における投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

iii その投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき、剰余金の配当があった場合や、適用事業年度直前計算期間終了の日の翌日から適用事業年度終了の日までの間にその全部又は一部がその投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合における、これらに係る各新事業開拓事業者ごとに区分をした株式の数や帳簿価額などの一定の事項

ロ 措法第55条(海外投資等損失準備金)の規定の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、本制度の適用を受けることはできません（措法55の2⑩）。



## 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 43 の 2）。

## 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 85③、116②）。

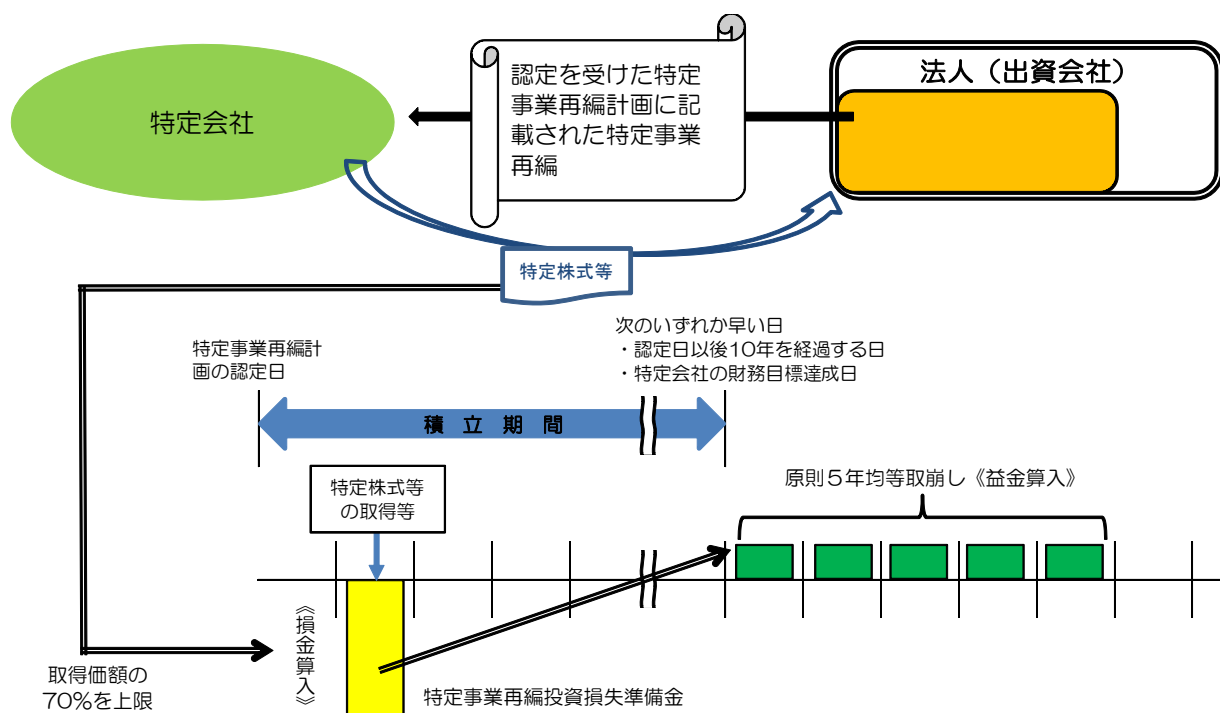
## 2 特定事業再編投資損失準備金制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に特定事業再編計画について認定を受けたものが、その計画に記載された特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を積立期間内の日を含む各事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の 70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができることとされました（措法 55 の 3 ①②）。

この準備金は、積立期間内の最後の事業年度の翌事業年度から、原則として 5 年間で均等額を取り崩して益金算入することとされました（措法 55 の 3 ③）。

### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で指定期間内に産業競争力強化法第 26 条第 1 項に規定する特定事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同項の認定を受けた法人です（措法 55 の 3 ①、産業競争力強化法 26①）。

## (2) 適用対象事業年度

本制度は、積立期間（特定事業再編計画の認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日(注)までの期間をいいます。以下同じです。）内の日を含む各事業年度（平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、次に掲げる特定株式等の区分に応じそれぞれ次に定める事実がある場合に積立てが認められます（措法 55 の 3①、産業競争力強化法 2⑫）。

特定株式等の区分	積立てが認められる事実
① 次のいずれかの株式若しくは出資又は債権 イ 特定会社の株式又は出資（特定株式）で積立期間内における設立若しくは資本金の額等の増加に伴う払込み又は合併、分社型分割若しくは現物出資により交付されるもの ロ 特定会社に対する貸付金に係る債権（特定債権）で積立期間内における貸付けに係るもの	その事業年度において特定株式又は特定債権の取得（特定事業再編計画の認定を受けた日以後最初に特定事業再編が行われた日（最初特定事業再編実施日）前の取得を除きます。）をし、かつ、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること
② 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権	その事業年度がその最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること

(注) 認定を受けた特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社がその特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として経済産業大臣が定める目標（具体的には、3 事業年度連続で営業利益を計上すること）を達成した場合には、その目標を達成した日として経済産業大臣が定める日（具体的には、その 3 事業年度のうち最後の事業年度終了の日。以下「財務目標達成日」といいます。）となります（措法 55 の 3①、措令 32 の 4①⑥、産業競争力強化法 23②三、平 26 財務省・経済産業省告示第 1 号、平 26 経済産業省告示第 74 号）。

## (3) 平成 26 年 3 月 31 日までに特定事業再編計画の認定を受けた法人の特例

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に特定事業再編計画の認定を受けたものが、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。）において上記(2)の特定株式等の区分に応じそれぞれ定める事実にあらずる事実がある場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度（以下「特例適用事業年度」といいます。）において特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができます（措法 55 の 3②）。

## (4) 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（措法 55 の 3①②）。

(算式)

$$\text{積立限度額(注1)} = \text{特定株式等の取得価額(注2)} \times 70\%$$

(注 1) その取得した事業年度（上記(3)を適用する場合においては、平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度又は特例適用事業年度）において上記(2)①の特定株式等の帳簿価額を減額した金額があるときには、その減額した金額のうちの損金の額に算入された金額相当額を控除した金額となります。

(注 2) 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等については、同日を含む事業年度（上記(3)を適用する場合においては、その特例適用事業年度）の終了の日における帳簿価額となります。

## (5) 準備金の益金算入

本制度の準備金は、積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額がある場合には、最後の事業年度終了の日における準備金の金額を 5 年(注)で均等額を取り崩して益金の額に算入します（措法 55 の 3③）。

(注) 上記(2)(注)の経済産業大臣が定める目標を達成した場合には、次のイからハまでの目標到達期間（特定事業

再編計画の認定を受けた日から特定会社の財務目標達成日までの期間をいいます。以下同じです。) に応じそれぞれ次に定める年数となります (措法 55 の 3 ③、措令 32 の 4 ②)。

- イ 目標到達期間が 4 年未満の場合…………… 3 年
- ロ 目標到達期間が 4 年以上 5 年未満の場合…………… 4 年
- ハ イ及びロ以外の場合…………… 5 年

また、次に掲げる取崩しの事由等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日 (合併の場合にあってはその前日) を含む事業年度において、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します (措法 55 の 3 ④、措令 32 の 4 ④)。

取崩しの事由等	取崩しをして益金の額に算入する金額
産業競争力強化法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定により認定を受けた特定事業再編計画の認定を取り消された場合 (措法 55 の 3 ④一)	その取り消された日における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合 (措法 55 の 3 ④二)	その有しないこととなった日における特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金のうち、その有しないこととなった特定株式等に係る分に相当する金額
合併により合併法人に特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 (措法 55 の 3 ④三)	その合併直前における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 (措法 55 の 3 ④四)	その解散の日におけるその特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額
法人が解散した場合 (合併により解散した場合を除きます。) (措法 55 の 3 ④五)	その解散の日における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 (措法 55 の 3 ④六)	その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額
任意に特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 (措法 55 の 3 ④七)	その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

### 申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に特定事業再編投資損失準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要がある、また、最初に適用を受ける事業年度 (特定事業再編投資損失準備金に係る特定事業再編計画について変更の認定があった場合には、その変更の認定の日を含む事業年度) の確定申告書に、次の (イ) 及び (ロ) の書類を添付しなければならないこととされています (措法 55 の 3 ⑧、措令 32 の 4 ⑤、措規 21 の 3、強化法規則 18①、19⑤)。
  - (イ) 特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の名称が記載された特定事業再編計画の写し
  - (ロ) 特定事業再編計画に係る認定書 (変更の認定があった場合は、変更の認定書) の写し
- ロ 措法第 55 条 (海外投資等損失準備金) の規定の適用を受けた特定株式等については、本制度の適用を受けることができません (措法 55 の 3 ⑨)。
- ハ 特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法第 52 条 (貸倒引当金) の規定の適用を受けることができません (措法 55 の 3 ⑩)。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています (措法 68 の 43 の 3)。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます (改正法附則 85③、116②)。

### 3 その他

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 海外投資等損失準備金（措法55①②六、68の43①②六、措令32の2⑥、39の72③、措規21④、22の45②、改正法附則85②、116①、平26経済産業省告示第72号）</p> <p>（措法55⑤、旧措令32の2⑫～⑮、改正法附則85①）</p>	<p>○ 準備金の積立ての対象となる特定株式等から、債権及び購入資源株式等が除外されました。</p> <p>○ 準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書を提出した日を含む事業年度においてその準備金を一括して取り崩し、益金の額に算入することとされました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日。以下「施行日以後取消事実発生日」といいます。）を含む事業年度（平26.4.1以後に開始する事業年度に限ります。）分の法人税について適用され、平26.4.1前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）を含む事業年度（施行日以後取消事実発生日を含む事業年度で施行日前に開始したものを含みます。）から当該事業年度開始の日以後2年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> </div>	<p>平26.4.1以後に取得をするものについて適用され、同日前に取得をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平26.4.1以後に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日</p>
<p>（措法55①、68の43①）</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—
<p>(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5④、旧措令32の3、改正法附則85①）</p> <p>（措法55の5①、68の44①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(3) 特定災害防止準備金（措法55の6④、旧措令32の4、改正法附則85①）</p> <p>（措法55の6①、68の46①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(4) 新幹線鉄道大規模改修準備金（措法56⑥、旧措令32の5③、改正法附則85①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(5) 使用済燃料再処理準備金（措法57の3④、旧措令33の3、改正法附則85①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 原子力発電施設解体準備金 (措法57の4①②⑧、68の54①⑥、旧措法57の4①②、68の54①②、措規21の11、22の55、改正法附則77)</p> <p>(措法57の4⑤三、68の54④三、改正法附則77)</p> <p>(措法57の4⑥、旧措令33の4⑦、改正法附則85①)</p>	<p>○ 積立限度額について、定額方式 (改正前：発電量比例方式) により計算することとされました。</p> <p>○ 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転廃止後1年以内に解体に着手しない場合の積立金の一括取崩しの措置について、原子力規制委員会の審査期間を除いて1年とする措置に緩和されました。</p> <p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 関西国際空港用地整備準備金 (措法57の7⑥、旧措令33の6の2⑤、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(8) 中部国際空港整備準備金 (措法57の7の2⑤、旧措令33の6の3④、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(9) 特定船舶に係る特別修繕準備金 (措法57の8⑥、旧措令33の7⑮、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(10) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措法58⑥、旧措令34⑮、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(11) 農業経営基盤強化準備金 (措規21の18の2、改正措規附則11)</p> <p>(措法61の2④、旧措令37の2③、改正法附則87①)</p>	<p>○ 対象となる交付金から、農地保有合理化促進対策費交付金が除外されました。</p> <p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>平26.4.1以後に交付を受けるものについて適用され、同日前に交付を受けたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(12) 農用地等を取得した場合の課税の特例 (措法61の3①、68の65①、改正法附則87②、118)</p>	<p>○ 対象となる資産の取得の範囲から非適格現物分配による取得が除外されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行われる現物分配により移転を受けるものについて適用され、同日前に行われた現物分配により移転を受けたものについては、従来どおり適用されます。</p>

## IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) <b>土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>（措法62の3⑬、68の68⑬）</p> <p>（旧措令38の4⑫一）</p> <p>（措法62の3④九の二、措令38の4⑪）</p> <p>（措令38の4⑬二・四）</p> <p>（措法62の3④、68の68④）</p>	<p>○ 適用停止措置の期限が平成29年3月31日まで3年3月延長されました。</p> <p>○ 適用除外措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡が除外されました。</p> <p>ロ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション敷地売却事業を実施する者に対する一定の土地等の譲渡でその譲渡に係る土地等がマンション敷地売却事業の用に供されるものが追加されました。</p> <p>ハ 地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡のうち、都市計画法の地区計画の区域及び都市再生特別措置法の認定整備事業計画の区域内にある土地等の譲渡が除外され、都市再生特別措置法の認定誘導事業計画の区域内にある土地等の譲渡が追加されました。</p> <p>ニ 適用除外措置の期限が平成28年12月31日まで3年延長されました。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) <b>短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>（措法63⑦、68の69⑦）</p> <p>（措令38の5⑥一）</p>	<p>○ 適用停止措置の期限が平成29年3月31日まで3年3月延長されました。</p> <p>○ 適用除外となる土地の譲渡等の範囲から、独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡が除外されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(3) <b>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</b>（措法65の3①四、68の74①、措令39の4④、改正法附則90①、122①）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡について、重要文化財として指定された土地又は史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が博物館又は植物園（博物館法の規定により博物館に相当する施設として指定を受けたものに限り、）の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) <b>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</b>（措法65の4①十、68の75①、措令39の5⑮、改正法附則90②、122②）</p> <p>（措法65の4①二十二の二、68の75①、改正法附則90③、122③）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 一定の都市再生推進法人が行う立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、立地適正化計画の区域内にある土地等が買い取られる場合が追加されました。</p> <p>ロ 耐震改修促進法に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき、マンションの建替え等の円滑化に</p>	<p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平26.4.30現在審議中）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法65の4①二十五、68の75①、措令39の5⑩、改正法附則90④、122④)</p>	<p>関する法律に規定するマンション敷地売却事業（当該事業に係る認定買受計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限り。）が実施された場合において、その土地等に係る認可を受けた分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られたときが追加されました。</p> <p>ハ 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農用地区域内にある農用地が同法の買取り協議に基づいて農地中間管理機構に買い取られる場合が追加されるとともに、同法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農用地が農地保有合理化法人に買い取られる場合が除外されました。</p>	<p>（平26.4.30現在審議中）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等一部改正法の施行の日（平26.4.1）以後に行う土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除</b>（措令39の6②、措規22の6④四、改正措令附則23①②、改正措規附則12①）</p>	<p>○ 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、適用対象となる農地等の譲渡について、一定の農地中間管理機構に対しその行う農地売買等事業のために農地等を譲渡した場合が追加されるとともに、農地保有合理化法人が行う農地売買等事業のために農用地区域内にある農地等を譲渡した場合が除外されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例</b>（措法65の7①表一、68の78①表一、措令39の7③、39の106②、改正法附則90⑤、122⑤）</p> <p>（措法65の7①表二、68の78①表二、改正法附則90⑤、122⑤）</p> <p>（措法65の7①表三、68の78①表三、改正法附則90⑤、122⑤）</p>	<p>○ 対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置について、農林業用以外の買換資産の対象区域に首都圏整備法、近畿圏整備法又は中部圏開発整備法に規定する都市開発区域が追加されました。</p> <p>ロ 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換えに係る措置における買換資産について、認定農業法人の農業の用に供されるものに限定されるとともに、土地等については、譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限定されました。</p> <p>ハ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えに係る措置における譲渡資産について、平成26年4月1日又はその土地等の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日以後に取得された土地等が除外されるとともに、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定により買い取られ、又は補償金を取得する場合に限定されました。</p>	<p>平26.4.1以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用され、同日前に資産の譲渡をして同日前に取得をした資産又は同日以後に取得をする資産及び同日前に資産の取得をして同日以後に譲渡をする資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(旧措法65の7①表四、68の78①表四、旧措令39の7③、改正法附則90⑥、122⑥)</p>	<p>ニ 誘致区域の外から内への買換えに係る措置(旧4号)が廃止されました。</p>	<p>平26.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措法65の7①表四、68の78①表四、措令39の7④、改正法附則90⑤、122⑤)</p>	<p>ホ 都市開発区域等の外から内への買換えに係る措置(旧5号)について、都市開発区域に係る措置が除外されました。</p>	<p>イの適用時期等となります。</p>
<p>(措法65の7①表五、68の78①表五、改正法附則90⑦、122⑦)</p>	<p>ヘ 都市機能誘導区域の外から内への買換えに係る措置が追加されました。この追加された措置における譲渡資産及び買換資産は次のとおりです。</p> <p>(イ) 譲渡資産 都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>(ロ) 買換資産 都市機能誘導区域内にある土地等、建物及びその附属設備、構築物又は機械及び装置で認定誘導事業計画に記載された誘導施設において行われる事業の用に供されるもの</p>	<p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平26.4.30現在審議中)の施行の日以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得する資産について適用されます。</p>
<p>(措法65の7①表六、68の78①表六、措令39の7⑤、改正措令附則23③)</p>	<p>ト 既成市街地等内の土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えに係る措置における買換資産について、市街地再開発事業の施行される土地の区域の面積が5,000㎡以上である市街地再開発区域内にあるものに限定され、建物及びその附属設備のうち地上階数4以上の中高層の耐火建築物以外のもの及び住宅の用に供される部分並びにこれらの敷地の用に供される土地等が除外されました。</p>	<p>イの適用時期等となります。</p>
<p>(措法65の7①表七、68の78①表七、旧措令39の7⑥、39の106②、改正法附則90⑤、122⑤)</p>	<p>チ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく勧告に係る協議等による農用地区域内にある農用地等の買換えに係る措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>(イ) 譲渡資産について、農用地区域内にある土地等(特定農業法人が譲渡をする場合にあっては、農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で農用地利用集積計画により譲渡されるものに限り)に限定されました。</p> <p>(ロ) 買換資産について、農用地区域内にある土地等で認定農業法人が農用地利用集積計画により取得するもののうち、その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又はその認定農業法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限定されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法65の7①表八、68の78①表八、措令39の7⑥、改正法附則90⑤⑧⑨、122⑤⑧⑨、改正措令附則23④～⑨、33①～⑥、平26国土交通省告示第429号)</p>	<p>リ 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う買換えに係る措置について、対象区域が危険密集市街地に限定されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法65の7①表十、68の78①表十、措令39の7⑧⑨、改正法附則90⑤、122⑤、改正措令附則23</p>	<p>ヌ 日本船舶から一定の日本船舶への買換えに係る措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>(イ) 譲渡資産について、内航船舶、外航船舶及び漁船のうち船齢が25年以上のもの及び港湾作業船のうち船齢が45</p>	<p>同 上</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>③、平26農林水産省・国土交通省告示第1号)</p> <p>(措法65の7⑮、68の78⑮、改正法附則90⑩、122⑩)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9、68の78①、68の79①、68の80)</p>	<p>年以上のものが除外されました。</p> <p>(ロ) 買換資産について、船齢が法定耐用年数以下で環境負荷低減要件等を満たす港湾作業船が追加され、船齢が15年以上の漁船が除外されるとともに、内航船舶及び外航船舶の環境負荷低減要件が見直されました。</p> <p>○ 対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から非適格現物分配による譲渡及び取得が除外されました。</p> <p>○ 長期所有の土地等に係る措置(9号)を除き、適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行う現物分配により移転をする資産又は同日以後に行われる現物分配により移転を受ける資産について適用され、同日前に行った現物分配により移転をした資産又は同日前に行われた現物分配により移転を受けた資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

## V 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国法人の法人税の見直し（法9①、改正法附則25）</p>	<p>○ 外国法人の課税所得の範囲について、次に掲げる外国法人の区分に応じ、それぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課することとされました。</p> <p>イ 恒久的施設（外国法人の国内にある支店等一定のものをいいます。以下同じです。）を有する外国法人</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 恒久的施設帰属所得(注)</p> <p style="margin-left: 40px;">(注) 恒久的施設帰属所得とは、外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、その恒久的施設がその外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その恒久的施設が果たす機能、その恒久的施設において使用する資産、その恒久的施設とその外国法人の本店等（外国法人の本店、支店等で、恒久的施設以外のものをいいます。以下同じです。）との間の内部取引(*)その他の状況を勘案して、その恒久的施設に帰せられるべき一定の所得をいいます。以下同じです。</p> <p style="margin-left: 40px;">(*) 内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められる一定のものをいいます。以下同じです。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ロ) 恒久的施設非帰属国内源泉所得（国内源泉所得のうち恒久的施設帰属所得以外のものをいいます。以下同じです。）</p> <p>ロ 恒久的施設を有しない外国法人 恒久的施設非帰属国内源泉所得</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法10の3④、法令14の11⑥、改正法附則26②）</p>	<p>○ 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限りです。）には、その有することとなった日に、その外国法人が設立されたものとみなして、欠損金の繰越控除制度等を適用することとされました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p>
<p>（法14①二十三・二十四、改正法附則27）</p>	<p>○ 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなった場合又は恒久的施設を有することとなった場合について、その該当することとなった日等の前後でみなし事業年度を設けることとされました。</p>	<p>平28.4.1以後にこれらの事実が生ずる場合について適用され、同日前に旧法第14条第1項第23号及び24号に規定する事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法138①一、②、法令176、181、改正法附則25）</p>	<p>○ 国内において行う事業から生ずる所得（改正前の国内事業所得）に代えて、恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の1つとする見直しが行われました。</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法141、改正法附則25）</p>	<p>○ 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次に掲げる外国法人の区分に応じ、それぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得の金額とされました。</p>	<p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法142、法令184、改正法附則25)</p>	<p>イ 恒久的施設を有する外国法人            (イ) 恒久的施設帰属所得            (ロ) 恒久的施設非帰属国内源泉所得            ロ 恒久的施設を有しない外国法人            恒久的施設非帰属国内源泉所得</p> <p>○ 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるもの等を除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(法142の3、法令187、法規60の5、改正法附則25)</p>	<p>○ 外国保険会社等の恒久的施設に係る投資資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に対応する収益の額のうち一定のものは、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(法142の4、法令188、法規60の6～60の9、改正法附則25)</p>	<p>○ 外国法人の恒久的施設に係る自己資本の額が、その外国法人の資本相当額のうち恒久的施設に帰せられるべき金額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債利子等の額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(法142の5、法令189、改正法附則25)</p>	<p>○ 外国銀行又は第一種金融商品取引業を行う外国法人が、資本に相当する負債を有している場合において、その負債に係る負債利子等の額のうち一定の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(法142の7、法規60の10、改正法附則25)</p>	<p>○ 外国法人の本店配賦経費について、その配分に関する計算の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった本店配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(法142の8、法令190、改正法附則30)</p>	<p>○ 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合(恒久的施設の他の者への譲渡による場合等一定のものを除きます。)には、その有しないこととなった日の属する事業年度終了の時に恒久的施設に帰せられる資産(売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。)の評価益又は評価損は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました。</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人が平28.4.1以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用されます。</p>
<p>(法142の9、法令191、法規60の11、改正法附則25)</p>	<p>○ 外国法人の各事業年度の恒久的施設非帰属国内源泉所得に係る所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する規定等に準じて計算した金額とされました。</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(法144の2、法令193～201、法規60の12～60の14、改正法附則25)</p>	<p>○ 恒久的施設を有する外国法人に対する外国税額控除制度が設けられ、その外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除することとされました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法146の2、法規62の2、62の3、改正法附則25)	<p>○ 恒久的施設帰属所得を有する外国法人は、その外国法人が他の者との間で行った取引でその取引から生ずる所得がその外国法人の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及びその外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならないこととされました。</p> <p>○ 外国法人の法人税の見直しに伴い、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	同上
<p><b>(2) 外国税額控除の見直し</b> (法69①④⑥、81の15①、法令141の2、145の2～145の14、155の27の2、改正法附則28、29)</p> <p>(法69⑱⑳、81の15㉒㉓、法規30の2、30の3、37の7の2、37の7の3、改正法附則28、29)</p>	<p>○ 内国法人の外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる各種の国外源泉所得が定められ、その一つが国外事業所等に帰せられるべき所得(注)とされました。</p> <p>(注) 国外事業所等に帰せられるべき所得とは、内国法人が国外事業所等(国外にある恒久的施設に相当する一定のものをいいます。以下同じです。)を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等(内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずる一定のものでその国外事業所等以外のものをいいます。以下同じです。)との間の内部取引(*)その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき一定の所得をいいます。</p> <p>(*) 内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められる一定のものをいいます。以下同じです。</p> <p>○ 外国税額控除の適用を受ける内国法人は、その内国法人が他の者との間で行った取引でその取引から生ずる所得がその内国法人の国外事業所等に帰せられるものに係る明細を記載した書類及びその内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならないこととされました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p><b>(3) 国外関連者との取引に係る課税の特例</b> (措令39の12⑨、39の112⑧、改正措令附則24、34)</p>	<p>○ 本制度の対象となる非関連者を通じた取引の範囲に、保険、信用の保証といった役務提供取引等が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(4) 外国法人の内部取引に係る課税の特例の創設</b> (措法66の4の3、措令39の12の3、措規22の10の3、改正法附則92)</p>	<p>○ 恒久的施設を有する外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となる時又は損金の額に算入すべき金額が過大となる時は、その内部取引は独立企業間価格によるものとされました。</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p><b>(5) 国外所得金額の計算の特例の創設</b> (措法67の18、68の107の2、措令39の33の4、39の126の2、措規22の19の4、22の83、改正法附則102、125)</p>	<p>○ 内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算上、その内部取引に係る収益の額が過大となる時又は損失等の額が過少となる時は、その内部取引は独立企業間価格によるものとされました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度の国外所得金額の計算について適用されます。</p>

## VI その他の改正

### 1 交際費等の損金不算入制度に関する改正

#### 〔制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（中小法人(注)については、交際費等の額のうち年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額）は、損金の額に算入しないこととされています（旧措法61の4）。

(注) 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下同じです。

#### 〔改正の内容〕

##### (1) 損金算入限度額の改正

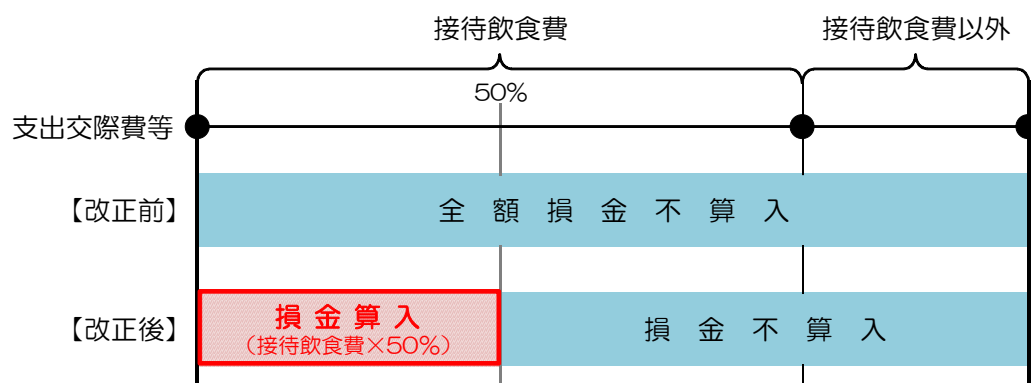
イ 交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法61の4①）。

この接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法61の4④、措規21の18の4、法規59、62、67）。

- (イ) その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- (ロ) その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- (ハ) その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (ニ) その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

(注) 1人当たり5,000円以下の飲食費については、従前どおり交際費等に該当しないこととされています（措法61の4④二、措令37の5①）。

#### 《イメージ図》



ロ 中小法人については、上記イによる損金算入と、定額控除限度額までの損金算入とのいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

### 申告に当たっての注意点

中小法人が定額控除限度額までの損金算入の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した法人税申告書別表十五（交際費等の損金算入に関する明細書）を添付する必要があります（措法 61 の 4 ⑤）。

#### (2) 適用期限の延長

適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 61 の 4 ①）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 66）。

#### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 77、119）。

## 2 地方法人税の創設

### 〔創設された制度の概要〕

法人税を納める義務がある法人は、基準法人税額に 4.4% の税率を乗じて計算した地方法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされました。

#### (1) 納税義務者

地方法人税の納税義務者は、法人税の納税義務者と同一とされています（地方法人税法 4）。

#### (2) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています（地方法人税法 7）。

#### (3) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とされています（地方法人税法 9）。

この基準法人税額とは、次の法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています（地方法人税法 6）。

##### (イ) 確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。）により計算した法人税の額

##### (ロ) 連結確定申告書を提出すべき連結親法人

法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。）により計算した法人税の額

##### (ハ) 退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額

#### (4) 税額の計算

##### イ 地方法人税の額

地方法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（地方法人税法 10）。

（算式）

$$\text{地方法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 4.4\%$$

##### ロ 外国税額の控除

内国法人が各課税事業年度の法人税について、外国税額控除の適用を受ける場合において、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の国外所得に対応する地方法人税の額を限度として、その超える金額は、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 12、地方法人税法令 3）。

##### ハ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除

内国法人の各課税事業年度開始の前日に開始した課税事業年度の地方法人税について税務署長が更正をした場合において、その更正について地方法人税法第 29 条第 1 項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例）の規定の適用があったときは、その更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額は、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 13）。

##### 二 税額控除の順序

上記ロ及びハによる控除については、まずロの外国税額の控除をした後において、ハの仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除をすることになります（地方法人税法 14）。

#### (5) 申告、納付及び還付

##### イ 中間申告

法人税の中間申告書を提出すべき法人は、法人税中間申告書に係る課税事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内に、税務署長に対し地方法人税中間申告書を提出しなければなりません（地方法人税法 16、17、地方法人税法規 2～4）。

なお、地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し地方法人税中間申告書の提出があったものとみなされます（地方法人税法 18）。

##### ロ 確定申告

法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し地方法人税確定申告書を提出しなければなりません（地方法人税法 19、地方法人税法規 5～7）。

##### ハ 納付

地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書を提出した法人は、地方法人税の額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付する必要があります（地方法人税法 20、21）。

##### 二 還付

###### (イ) 中間納付額の還付

地方法人税中間申告書を提出した法人がその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出をした場合において、その地方法人税確定申告書に中間納付額でその課税事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付されます（地方法人税法 22）。

###### (ロ) 欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付

欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度又は還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合において、当該課税事業年度の確定地方法人税額があるときは、その確定地方法人税額のうち、法人税の還付金の額に 4.4% を乗じて計算した金額に相当する金額が併せて還付されます（地方法人税法 23）。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用されます（地方法人税法附則②）。ただし、上記(5)イについては、平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度の地方法人税中間申告書について適用されます（地方法人税法附則③）。

### 〔地方法人税の創設に伴う関係法令の整備〕

地方法人税の創設に伴い、法人税法、租税特別措置法、震災特例法及び復興財源確保法等の関係法令について、所要の整備が行われています（法 26、38 等）。

## 3 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

### 〔制度の概要〕

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があり、復興特別法人税の額は、原則として平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）の基準法人税額に 10%の税率を乗じて計算した金額とされています（旧復興財源確保法 40 十、42、43、45、47、48）。

また、法人が各課税事業年度において利子及び配当等の支払を受ける場合には、その利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、その課税事業年度の復興特別法人税の額から控除することとされています（旧復興財源確保法 49①）。さらに、復興特別法人税の額から控除をされるべき復興特別所得税の額で控除しきれなかった金額がある場合には、その金額を還付することとされています（旧復興財源確保法 54、56①）。

なお、課税事業年度に該当する事業年度後の各事業年度において課される復興特別所得税の額がある場合には、その各事業年度を課税事業年度とみなして、復興特別法人税の申告を行うことにより復興特別所得税の額の還付を受けることができます（旧復興財源確保法 45③、54、56①）。

### 〔改正の内容〕

#### (1) 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

上記の指定期間が平成 26 年 3 月 31 日までとされ、また、課税事業年度が指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年（改正前：3 年）を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされました（復興財源確保法 40 十、45、復興特別法人税令 3）。これにより、復興特別法人税の課税期間が 1 年短縮されました。

#### (2) 復興特別所得税額の法人税額からの控除

課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額とみなして、各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました（復興財源確保法 33②、旧復興財源確保法 45③、復興特別法人税令 4、復興特別所得税令 13②）。

#### 申告に当たっての注意点

イ 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、原則として課税事業年度にはなりません。

(注) 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度であっても、事業年度変更などにより、その事業年度に、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日が含まれることとなる場合には、課税事業年度になります。

ロ 事業年度変更などにより法人の各課税事業年度の月数の合計が 24 月を超えることとなる場合には、その超えることとなる課税事業年度の課税標準法人税額について、一定の調整計算を行うこととなります（復興財源確保法 47②）。



- ハ 課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて法人税の額から控除することとなりますので、法人税申告書別表六(一)(所得税額の控除に関する明細書)に控除を受ける所得税の額と復興特別所得税の額を合わせて記載することとなります。
- ニ 上記ハの場合に、法人税の額から控除しても控除しきれなかった所得税及び復興特別所得税の額があるときは、その金額の還付を受けることができます。したがって、復興特別所得税額の還付を受けるために復興特別法人税の申告書を提出する必要はありません。

## 4 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収益事業の範囲(旧法令5①一イ・ロ、二ニ・へ、三ヌ、四ハ、五リ・ル、二十九リ、改正法令附則2)	○ 次の事業について収益事業から除外する措置が廃止されました。 イ 公益社団法人等が行う児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳の販売業 ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が設備貸与事業又は設備資金貸付事業として行う設備の販売業、金銭貸付業及び物品貸付業 ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が工業再配置等業務及び産炭地域経過業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業 ニ 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法に規定する認定構造改善事業に係る業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業 ホ 公益社団法人等が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の委託を受けて行う年金福祉施設等の運営又は管理に係る医療保健業	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 配当等の額とみなす金額(法令23③、改正法令附則3)	○ みなし配当が生ずる基因となる自己の株式又は出資の取得の範囲から、新投資口予約権の行使に伴い生ずる一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付が除外されました。	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由については、従来どおり適用されます。
(3) 再生計画認可の決定に準ずる事実等(法規8の6①二、改正法規附則②)	○ 債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置について、その計画が一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従っていることの確認をする者に、株式会社地域経済活性化支援機構がその計画の再生支援につき債権買取り等をしない旨の決定を行う場合に選任する債務処理に関する3人以上の専門家が追加されました。	平26.4.1以後に事実が生ずる場合について適用し、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(4) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲(法令77一の二、改正法令附則4①)	○ 特定公益増進法人の範囲に次の法人が追加されました。 イ 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人	平26.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令77四、改正法令附則4②)	ロ 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
(5) 特定公益信託の要件等（法令77の4③十二、改正法令附則5）	○ 認定特定公益信託となることができる特定公益信託の範囲に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とする特定公益信託が追加されました。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日以後に特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭の額について適用されます。
(6) 株式譲渡請求権の行使があった場合の所得の計算（旧法令136の3、改正法令附則7）	○ 本制度は廃止されました。	平26.4.1前に行った自己の株式の譲渡については、従来どおり適用されます。
(7) 公共法人の範囲（法別表第一、平15財務省告示第606号、平26財務省告示第101号）	○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構について、独立行政法人地域医療機能推進機構への改組後も、引き続き公共法人とすることとされました。  ○ 公共法人の範囲から独立行政法人日本万国博覧会記念機構が除外されました。	—  平26.4.1から適用されます。
(8) 公益法人等の範囲（法別表第二、改正法附則1十一ロ）	○ 公益法人等の範囲に広域的運営推進機関が追加されました。	電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）の施行の日から適用されます。
(9) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60①表一、68の63①表一、改正法附則86①～③⑥、117①～③⑥）  (措法60①表二、68の63①表二、改正法附則86①②④⑦、117①②④⑦)	○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 情報通信産業特別地区に係る措置について、対象地区が提出情報通信産業振興計画において情報通信産業特別地区として定められている地区とされました。  ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象地区が提出国際物流拠点産業集積計画において国際物流拠点産業集積地域として定められている地区とされました。	平26.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。  同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等								
<p>(措法60②、68の63②、措令36⑤⑥⑧⑩、39の90④～⑥⑨⑭、措規21の18④⑤、22の61②④、旧措法60①表三、68の63①表三、改正法附則86⑤⑧、117⑤⑧、改正措令附則21①～③、32②～④、改正措規附則10、16)</p>	<p>ハ 金融業務特別地区に係る措置について、経済金融活性化特別地区に係る措置として次表のとおり改組されました。</p> <table border="1" data-bbox="502 291 1149 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 291 678 336">区分</th> <th data-bbox="678 291 1149 336">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 336 678 515">対象者</td> <td data-bbox="678 336 1149 515">青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 515 678 560">特別控除額</td> <td data-bbox="678 515 1149 560">所得金額×40%×特区内従事者割合(注)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 560 678 622">適用期間</td> <td data-bbox="678 560 1149 622">法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特区内従事者割合とは、事業年度終了の日における常時使用する従業員の総数のうちに経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の占める割合をいいます。</p>	区分	改正後	対象者	青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの	特別控除額	所得金額×40%×特区内従事者割合(注)	適用期間	法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度	<p>平26.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されません。</p>
区分	改正後									
対象者	青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの									
特別控除額	所得金額×40%×特区内従事者割合(注)									
適用期間	法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度									
<p>(10) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(措法60の2②、68の63の2②)</p> <p>(措法60の2①、68の63の2①)</p>	<p>○ 措法42の10(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用を受けた事業年度においては、本制度の適用ができないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>—</p>								
<p>(11) 認定研究開発事業法人等の課税の特例(措法61①、68の63の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>								
<p>(12) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62①、68の67①)</p>	<p>○ 適用期限(改正前:平成26年3月31日まで)が撤廃されました。</p>	<p>—</p>								
<p>(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(旧措法66の11①三、改正法附則97、124)</p> <p>(旧措令39の22②三・五～七・十、改正措令附則25)</p>	<p>○ 本制度の対象となる負担金等から次のものが除外されました。</p> <p>イ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同契約に係る掛金</p> <p>ロ 次の(イ)から(ホ)までの業務に係る基金に充てるための負担金</p> <p>(イ) 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。)</p> <p>(ロ) 水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務</p> <p>(ハ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が行う農用地の利用の集積の円滑化、農業構造の改善等に関する業務</p> <p>(ニ) 都道府県青年農業者等育成センターが行う就農支援業務</p> <p>(ホ) 独立行政法人環境再生保全機構が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用助成等の業務</p>	<p>平26.4.1前に支出したのものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>								
<p>(14) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①、68の98①)</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>								

改正事項	改正の内容	適用時期等
(15) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例(措法67、68の99、26②六、改正法附則56)	○ 適用対象となる社会保険診療の範囲に、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定によって特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療又は児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援が追加されました。	平27.1.1以後に行われる社会保険診療について適用されます。
(16) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例(措法67の3①、68の101①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	—
(17) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①)	○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例(措法67の5の3、68の102の4、措令39の28の3、39の124の3、改正法附則77)	○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定による国土交通大臣の承認を受けて公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、法第63条第1項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する資産の販売等とみなして延払基準の方法により益金算入することができることとされました。	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(19) 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(措法67の7①、68の104①)	○ 適用期限が平成31年3月31日まで5年延長されました。	—
(20) 投資法人に係る課税の特例(措規22の19②二、復興特別法人税に関する省令2、改正措規附則13)  (措法67の15②、改正法附則1十)	○ 適用事業年度の要件のうち、当期の配当等の額が配当可能利益の額の90%超とする要件について、正ののれんがある場合には、正ののれんの償却額の70%(復興特別法人税の課税事業年度については、80%)を配当可能利益から控除することとされました。  ○ 投資法人に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権は新株予約権とみなすこととされました。	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。  金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用されます。
(21) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止(措法68の4)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。	—

## 第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等						
<p>(1) 震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例（震災特例法16の3①、震災特例法令16の3、改正法附則145）</p>	<p>○ 棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内に震災関連原状回復費用（東日本大震災に関連する次のイからハまでに掲げる費用その他これらに類する費用をいいます。以下同じです。）を支出することができなかった法人が、その事情がやんだ日の翌日から3年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときは、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額は災害損失欠損金額とみなすこととされました。</p> <p>イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用</p> <p>ロ 当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費</p> <p>ハ 当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</p>	<p>平26.1.1以後の震災関連原状回復費用の支出について適用されます。</p>						
<p>(2) 復興産業集積区域等において機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2⑤、25の2⑤）</p> <p>（震災特例法令18の2②、改正震災特例法令附則③）</p> <p>（震災特例法17の2①表二、25の2①表二）</p>	<p>○ 産業集積事業の用に供した機械及び装置に係る即時償却の措置について、平成28年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 賃貸住宅供給事業の用に供した被災者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 被災者向け優良賃貸住宅の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 各独立部分の床面積について、120㎡以下かつ25㎡以上（改正前：120㎡以下かつ50㎡以上）とし、床面積が50㎡未満の各独立部分については、公募においてその賃貸が単身者に対し優先して行われることが明らかにされているものであることとされました。</p> <p>(ロ) 共同住宅又は長屋を構成する各独立部分の数について、床面積が25㎡以上のものが10以上又は50㎡以上のものが4以上（改正前：50㎡以上のものが10以上）とされました。</p> <p>ロ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>平26.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>						
<p>(3) 被災代替資産等の特別償却（震災特例法18①、26①）</p>	<p>○ 特別償却割合の見直しが行われ、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をする被災代替資産等については、その区分に応じそれぞれ次の特別償却割合が適用されることとなりました（平成26年4月1日前に取得等をした被災代替資産等に適用されている特別償却割合と同じです。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物又は構築物 （増築部分を含みます。）</td> <td style="text-align: center;">15% （中小企業者等(注)は18%）</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">30% （中小企業者等(注)は36%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）4ページI2(注1)の中小企業者等と同じです。</p>	区 分	改 正 後	建物又は構築物 （増築部分を含みます。）	15% （中小企業者等(注)は18%）	機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具	30% （中小企業者等(注)は36%）	<p>—</p>
区 分	改 正 後							
建物又は構築物 （増築部分を含みます。）	15% （中小企業者等(注)は18%）							
機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具	30% （中小企業者等(注)は36%）							

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却(震災特例法令18の2②、改正震災特例法令附則③)</p> <p>(震災特例法18の2①、26の2①)</p>	<p>○ 被災者向け優良賃貸住宅について、上記(2)イと同様の要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>上記(2)イの適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(5) 再投資等準備金(震災特例法18の3②四、26の3⑥七、震災特例法規6の5の2、9の5の2、改正法附則148、152)</p>	<p>○ 適用年度に、特定復興産業集積区域内にある事業所以外の事業所(東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第2項に規定する区域外特定事業所に限ります。)を有する事業年度が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(震災特例法19①⑭、20①、27①⑭、28①、改正法附則149、153)</p>	<p>○ 対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から非適格現物分配による譲渡及び取得が除外されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行われる現物分配により移転をする資産又は同日以後に行われる現物分配により移転を受ける資産について適用され、同日前に行った現物分配により移転をした資産又は同日前に行われた現物分配により移転を受けた資産については、従来どおり適用されます。</p>